

下妻市公共施設等マネジメント基本方針 (改訂案)

平成 28 年 3 月

(令和 4 年 月 改訂)

下 妻 市

□■目次■□

1. はじめに	1
1.1. 背景と目的	1
(1) 背景	1
(2) 目的	2
1.2. 計画期間	2
1.3. 計画の位置づけ	3
1.4. 対象範囲	3
1.5. 既に策定済みの個別施設計画	4
1.6. 過去に行った対策の概要	5
2. 公共施設等の現況及び将来の見通し	8
2.1. 人口の現状と見通し	8
2.2. 財政の状況と見通し	9
(1) 歳入（普通会計 ^{*1} ）	9
(2) 歳出（普通会計）	9
(3) 投資的経費の推移	10
2.3. 公共施設等の状況と将来の更新等費用の見通し	11
(1) 公共施設の状況	11
(2) インフラ資産の状況	15
(3) 有形固定資産減価償却率の推移	16
(4) 公共施設等の将来の更新等費用の見通し	17
3. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	24
3.1. 現状や課題に関する基本認識	24
3.2. 公共施設等マネジメントの基本原則	25
3.3. 公共施設等の保有量の目標	26
(1) 公共施設	26
(2) インフラ資産	28
3.4. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	29
(1) 点検・診断及び安全確保の実施方針	29
(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針	30
(3) 耐震化及び長寿命化の実施方針	30
(4) ユニバーサルデザイン化の推進方針	31
(5) 統合や廃止の推進方針	31
(6) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	33

4. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	34
4.1. 公共施設	34
(1) 市民文化系施設.....	34
(2) 社会教育系施設.....	35
(3) スポーツ・レクリエーション系施設.....	35
(4) 産業系施設.....	36
(5) 学校教育系施設.....	36
(6) 子育て支援施設.....	37
(7) 保健・福祉施設.....	37
(8) 行政系施設.....	38
(9) 公営住宅.....	39
(10) 公園.....	39
(11) 供給処理施設.....	40
(12) その他.....	40
4.2. インフラ資産	41
(1) 道路.....	41
(2) 橋りょう.....	42
(3) 上水道.....	42
(4) 下水道.....	43
(5) 都市公園.....	43
5. 公共施設等マネジメントの推進体制	44
5.1. 全庁的な取組体制の構築、情報管理・共有のあり方	44
(1) 全庁的な取組体制の構築.....	44
(2) 予算の優先付けに向けた取組と公共施設マネジメントの年間サイクル.....	45
(3) 情報管理・共有のあり方.....	45
5.2. フォローアップの実施方針	46
6. 資料編	47
6.1. インフラ資産の整備状況	47
(1) 橋りょう.....	47
(2) 上水道.....	47
(3) 下水道.....	48
6.2. 公共施設の将来の更新等費用の試算条件	49
(1) 施設を耐用年数経過時に単純更新した場合（自然体費用）.....	49
(2) 長寿命化対策を反映した場合（対策後費用）.....	50
6.3. インフラ資産の将来の更新費用	51
(1) 施設を耐用年数経過時に単純更新した場合（自然体費用）.....	51
(2) 長寿命化対策を反映した場合（対策後費用）.....	57

1. はじめに

1.1.背景と目的

(1) 背景

我が国において、公共施設やインフラ資産の老朽化対策が大きな課題となっています。今後、人口減少や少子高齢化の進行等により、公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、公共施設等の状況を把握するとともに、適正な供給量や配置を検討することが急務となっています。

このような状況を踏まえ、国では、平成 25 年 11 月の「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)において、インフラの老朽化が急速に進展する中、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題であるとの認識のもと、「インフラ長寿命化基本計画」を策定しました。

こうした中、総務省は、平成 26 年 4 月に地方公共団体に対し、すべての公共施設等(庁舎・学校などの公共施設及び道路・橋りょうなどのインフラ資産)を対象として、10 年以上の視点を持ち、財政見通しとライフサイクルコスト(LCC)に配慮した「公共施設等総合管理計画」を、平成 28 年度までに策定することを要請しました。

また、平成 30 年 2 月には、個別施設ごとの具体の対応方針を定める計画として、「個別施設計画」を策定し、総合管理計画に個別施設計画の記載内容等を反映させるよう指針が改訂されるとともに、令和 3 年 1 月には、総合管理計画の見直しに当たっての留意点等に関する通知がありました。

このような状況の中、本市においては、平成 28 年 3 月に「下妻市公共施設マネジメント基本方針」(以下、「本計画」という。)を策定し、公共施設やインフラ資産に対する現状・課題を整理し、今後の公共施設等の最適化に向けた道筋を示すとともに、平成 29 年 2 月には、公共施設の適正配置に関する基本方針を示すための「下妻市公共施設再配置計画【I 期】」(以下、「再配置計画」という。)や公共施設の長期的なコスト管理を計画的に推進するための指針となる「下妻市公共施設長期保全計画」を策定しました。また、保有する施設の分野に応じて、主に施設を所管する担当部署が中心となり、施設の更新・統廃合・長寿命化等の対策を定める個別施設計画の策定を進めてきました。

本計画は、令和 2 年 12 月に部分的な改訂を行っていますが、令和 3 年度で当初の策定より約 6 年間が経過し、取組の進捗に応じて計画の方針や目標に対する一定の評価が可能と判断できること、また各個別施設計画において、将来の方向性やそれに伴う費用等の具体的な見通しが明らかになりつつあるとともに、総務省の改訂指針により、計画の不断の見直し・充実等が求められていること等を踏まえ、本計画の全面的な見直し(改訂)を行うこととします。

(2) 目的

本市には、小学校・中学校、市庁舎をはじめとした様々な公共施設等がありますが、老朽化が進行しており、順次、改修や更新が必要な時期を迎えています。

さらには、人口減少や少子高齢化の進行などにより、財政状況の悪化も考えられ、将来的にすべての公共施設等をこのまま維持していくことは困難な状況となっています。

本市では、「下妻市 SDGs に基づく持続可能なまちづくり推進条例」を令和 3 年 6 月に策定しました。SDGs の目標 11 では「住み続けられるまちづくり」が掲げられており、公共施設においても持続可能な計画のもと、管理運営を進めていく必要があります。

本計画は、平成 26 年 4 月に総務省から示された「公共施設等総合管理計画の策定に当たっての指針」を踏まえ、限られた財源をより有効に活用するため、公共施設等を経営資源として捉え、長期的・総合的な視点でコストやサービスの最適化を図るために、更新・長寿命化等の計画を立案し、財政負担の低減・平準化と公共施設等の適正な配置を実現するための指針とすることを目的に、平成 28 年 3 月に策定しました。

その後、総務省より、平成 30 年 2 月に、個別施設ごとの具体の対応方針を定める計画として「個別施設計画」を策定し、総合管理計画に個別施設計画の記載内容等を反映させるよう指針の改訂が示されるとともに、令和 3 年 1 月には、総合管理計画の見直しに当たっての留意事項に関する通知があったことを受け、本計画を改訂するものとします。

1.2.計画期間

本市では、昭和 50 年代から昭和 60 年代に建設された施設が多く、これらは今後、大規模改修・更新等の時期が集中することや、公共施設等の計画的な管理運営においては、中長期的な視点が不可欠であることを踏まえ、計画期間を 30 年以上とします。

なお、今後の上位・関連計画の見直しや社会情勢の変化などの状況に応じ、適宜見直しを行うものとします。

計画期間 30 年以上（平成 28 年度から令和 27 年度以降）

1.3.計画の位置づけ

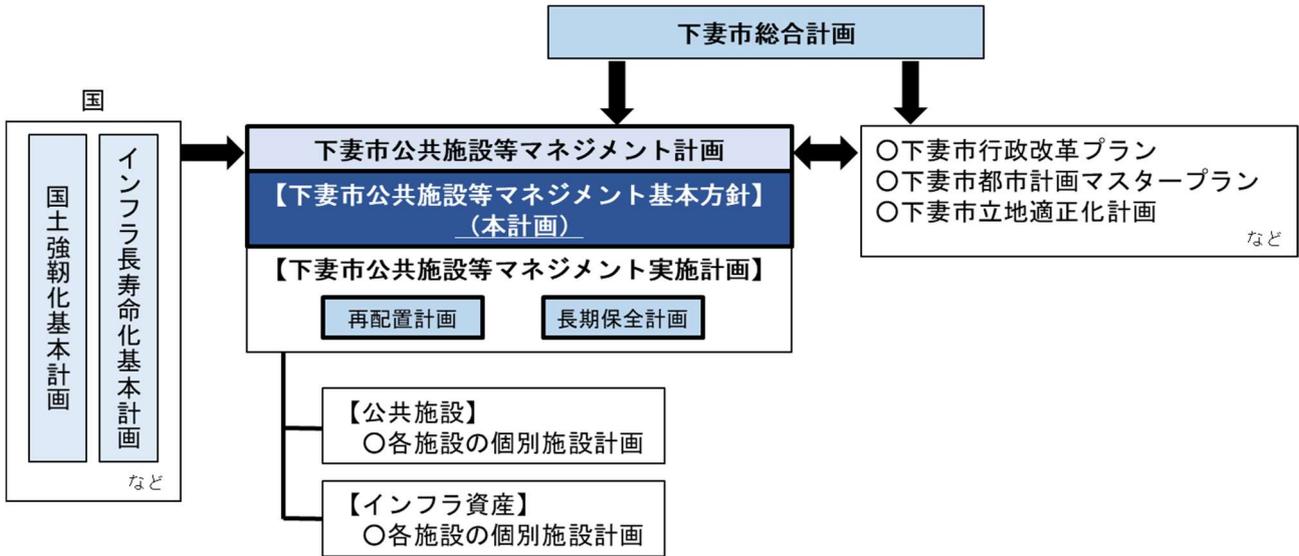


図 1-1 計画の位置づけ

1.4.対象範囲

本計画の対象範囲は、図 1-2 に示すとおりです。

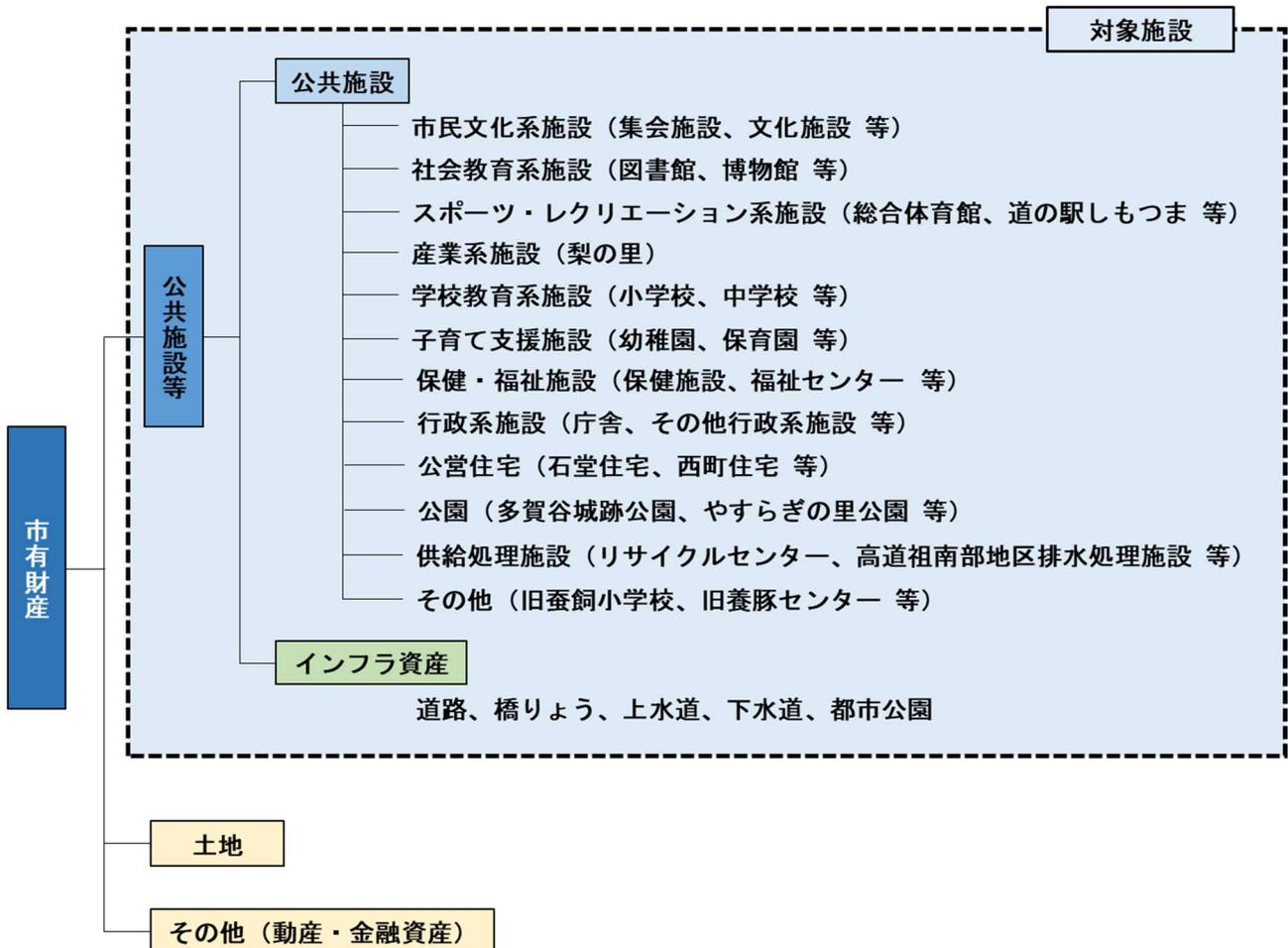


図 1-2 対象範囲

1.5.既に策定済みの個別施設計画

本市では、本計画の策定を踏まえ、施設分類ごとに個別施設計画の策定を進めてきました。

本計画の改訂に当たっては、個別施設計画に示される対策の内容や実施時期、対策費用等を踏まえるとともに、個別施設計画の記載内容が本計画の方針に則しているかどうかの評価を行います。

表 1-1 個別施設計画一覧

施設分類	計画名称	策定・改訂年月	計画期間	所管課
公共施設	下妻市公共施設再配置計画【I期】	平成29年 2月	平成29年～ 令和8年	財政課
	公共施設等マネジメント実施計画 ロードマップ	平成29年以降、 毎年度策定	平成29年～ 令和8年	財政課
	下妻市公共施設長期保全計画	平成29年 2月	平成29年～ 令和28年	財政課
	下妻市学校施設の長寿命化計画	令和2年 11月	令和2年～ 令和31年	学校 教育課
	下妻市営住宅長寿命化計画	令和3年 3月	令和3年～ 令和12年	建設課
道路	下妻市舗装維持修繕計画	令和2年 12月	令和3年～ 令和7年	建設課
橋梁	下妻市橋梁長寿命化修繕計画	令和2年 3月	令和2年からの100年間を対象にライフサイクルコストを試算	建設課
上水道	下妻市水道ビジョン	平成30年 3月	平成30年～ 令和9年	上下 水道課
	下妻市上水道事業アセットマネジメント計画	平成29年 3月	平成29年～ 令和39年	上下 水道課
下水道	下妻市下水道ストックマネジメント実施方針	令和3年 2月	令和3年～ 令和7年	上下 水道課

1.6.過去に行った対策の概要

総務省の改訂指針においては、本計画の策定後も、公共施設等の点検・診断や個別施設計画に記載した対策の内容等を反映させることで、本計画の不断の見直しを実施し、計画内容の充実を図るとともに、それに基づく公共施設マネジメントの推進を図ることが求められています。

以降に、本計画策定後の平成 28 年度から令和 3 年度において実施した公共施設マネジメントの取組の概要を示します。

① 安全確保のための取組

- ・従来どおりの法定点検や消防設備点検、保守点検等に加え、公共施設を所管する市職員や施設管理者等が施設を適切に管理するために、「公共施設点検マニュアル」を作成し、市職員及び施設管理者等自らによる、公共施設の劣化調査を年に 1 回、実施しています。
- ・劣化調査をもとに、建物ごとに劣化度の評価を行い、その評価結果は、改修や更新の優先度、建物の改修時期、更新時期や費用の平準化を検討するための基礎資料として活用しています。
- ・橋長 2.0m 以上の橋梁(跨線橋含む)について、平成 26 年度から 5 年に 1 度の近接目視による定期点検を実施しています。平成 30 年度までにすべての橋梁を一巡し、令和元年度からは、二巡目の点検を行っています。

② 維持管理・修繕・更新等に関する取組

- ・下妻中学校について、築 50 年近くが経過していたことから、平成 28 年度に校舎改築事業を実施しました。旧校舎は既に除却しています。
- ・消防団第二分団第二部、第四分団第二部、第五分団第一部の車庫兼詰所を更新し、旧建物は既に除却しています。
- ・施設の不具合や利用者の安心・安全の確保、機能の向上等を目的に、以下の施設について、大規模改修等を実施しています。

施設名称	工事概要	実施年度
図書館	照明器具 LED 化工事	令和元年度
	太陽光設備改修工事	令和 2 年度
	チラーユニット更新工事	令和 2 年度
	中央監視設備更新工事	令和 2 年度
大宝小学校	体育館大規模改修工事 (屋根・外壁等)	平成 29 年度
大形小学校	体育館大規模改修工事 (屋根・外壁等)	平成 29 年度
千代川体育館	大規模改修工事 (床・外壁等)	令和 3 年度

③ 統合や廃止の取組

<p>統合</p>	<p>【学校教育系施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校での水泳授業を行うための学校プールについて、12小中学校で5プール程度を存続させ、共同利用を行う方向で検討を進めています。併せて、民間プールの利活用も視野に入れ、検討しています。 <p>【子育て支援施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度に策定した公立幼稚園統廃合方針に基づき、現在の6園から段階的に施設を廃止し、令和5年度には上妻幼稚園とちよかわ幼稚園の2園体制に集約化する予定です。 <p>【保健・福祉施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心身障害者福祉センター「福祉ふれあいハウス」は、心身障害者福祉センター「ひばりの」のサテライトとして障がい福祉サービスを提供していましたが、利用者の減少を受け、施設機能を「ひばりの」への集約化を行っています。供用を廃止した「福祉ふれあいハウス」は、現在は普通財産として管理されています。
<p>廃止</p>	<p>以下の施設について、既に供用廃止済み、もしくは供用廃止を予定しています。</p> <p>【スポーツ・レクリエーション系施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千代川第2体育館 ・旧蚕飼小学校体育館 ・旧東部中学校 ・東部柔道剣道場 ・豊加美地区クロッケー場 <p>【産業系施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業就業改善センター（現名称：「旧農業就業改善センター」） <p>【保健・福祉施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉センターシルピア別館（現名称：「旧福祉センター「シルピア別館」」 ・心身障害者福祉センター福祉ふれあいハウス（現名称：「旧福祉ふれあいハウス」） <p>【行政系施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下妻市役所付属施設（庁舎南棟、庁舎南棟倉庫一二、各車庫） ・樋橋鶴見水防資材倉庫 ・尻手吹上水防資材倉庫 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉・商工・農業関係団体等貸付 ・尻手水防資材倉庫 ・旧別府詰所 <p>【公園】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・騰波ノ江地区児童遊園 <p>※1) 旧蚕飼小学校体育館、旧農業就業改善センター、旧福祉センター「シルピア別館」、旧福祉ふれあいハウスは、普通財産として現存し、供用廃止後の資産活用や解体を検討しています。</p> <p>※2) 東部柔道剣道場、倉庫及び便所は、売却しています。</p> <p>※3) 東部柔道剣道場、倉庫及び便所を除く旧東部中学校の各建物、下妻市役所付属施設、千代川第2体育館、樋橋鶴見水防資材倉庫、尻手吹上水防資材倉庫、福祉・商工・農業関係団体等貸付、旧別府詰所は除却済みです。</p> <p>※4) 豊加美クロッケー場及び騰波ノ江地区児童遊園の敷地は借地であることから、令和3年度中に原状回復工事を実施したうえで、所有者に返却する予定です。</p>

④ 市民との情報共有

- ・「下妻市公共施設再配置計画」の策定に当たり、公共施設の現状と課題を市民と共有し、公共施設の将来のあり方について具体的な検討を行う市民ワークショップを開催しています。
- ・市の公共施設マネジメントの取組み内容や進捗状況を市民に周知し、理解促進を図ることを目的に、令和2年度より「公共施設マネジメント通信」を発行し、広報しもつまに掲載しています。現時点で、第7号まで発行しています。

⑤ 庁内における意識啓発

- ・庁内において、公共施設マネジメント意識の共有・向上を図ることを目的に、定期的に公共施設マネジメント職員研修会を開催しています。

⑥ 民間事業者との連携に向けた取組

- ・公共施設の効率的な管理や市民及び利用者へのサービス向上を図り、今ある施設の一層の活用を促進することを目的に、指定管理者制度を活用し、施設の管理や運営を行っています。令和2年度は、合計11施設が本制度を導入しています。
- ・令和5年度の開庁を予定する新庁舎及び保健センター等の新規整備工事について、設計及び施行を一括で発注する、DB（デザインビルド）方式にて実施するものとし、令和2年度より事業に着手しています。

⑦ 公共施設の使用料の見直しと減免基準の統一に向けた取組

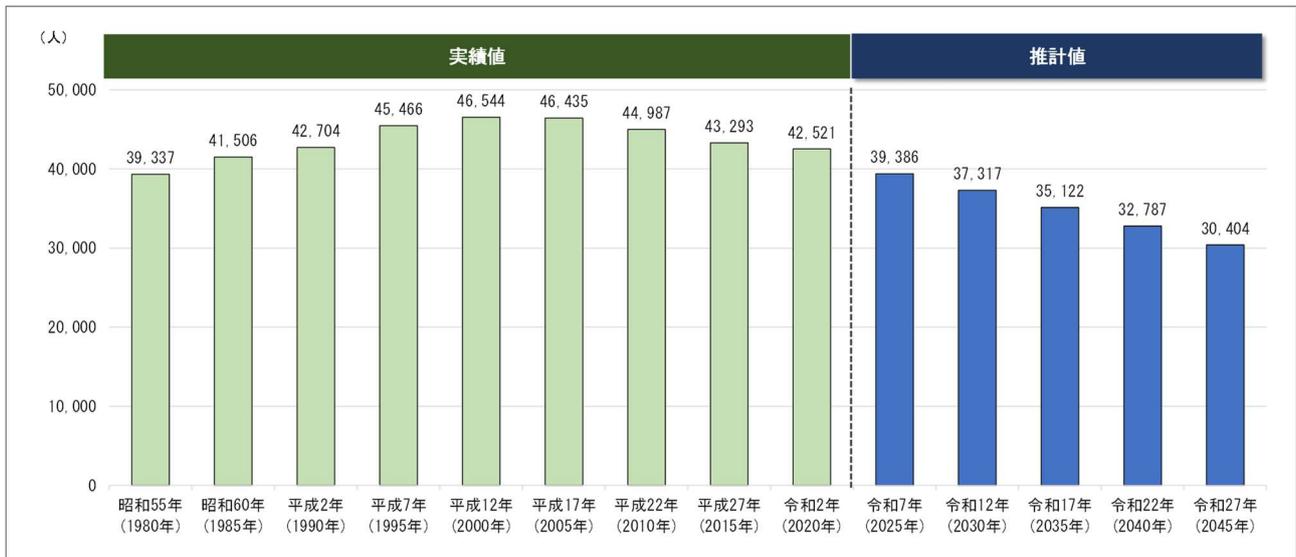
- ・第5次下妻市行政改革プランに基づき、公共施設の使用料の見直しと減免基準の統一を進めています。料金設定の透明性や受益者負担の適正化を図る観点から、長年にわたって据え置いていた使用料の見直しの検討を行うとともに、減免のあり方についても、統一的な基準を検討しています。

2. 公共施設等の現況及び将来の見通し

2.1.人口の現状と見通し

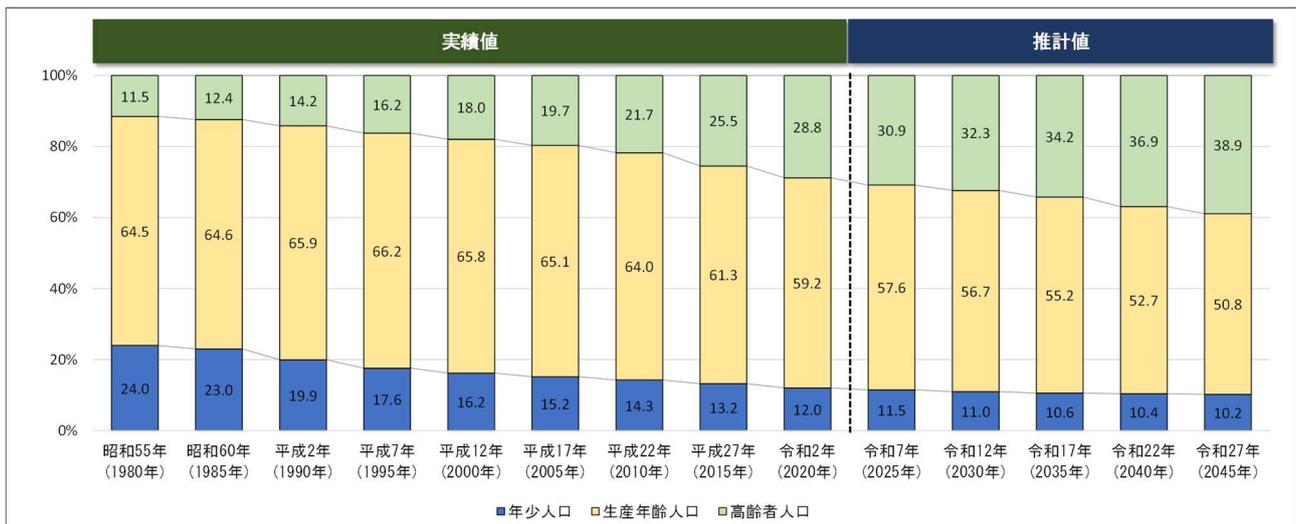
本市の総人口は、平成12年の46,544人をピークに減少に転じており、国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計によると、令和27年には、令和2年から約29%減の30,404人になると予測されています。

年齢3階層別の人口割合をみると、令和2年における15歳未満の年少人口は12.0%、65歳以上の高齢者人口は28.8%であります。令和27年には年少人口が10.2%に減少し、高齢者人口は38.9%に増加するなど、将来はさらに少子高齢化が進行する見通しとなっています。



出典：国勢調査（昭和55年～令和2年）、国立社会保障・人口問題研究所（令和7年～令和27年）

図 2-1 将来人口の見通し



※端数の処理の関係で合計値が一致しない場合がある

※年齢不詳は除く

※年少人口：15歳未満の人口、生産年齢人口：15歳以上65歳未満の人口、高齢者人口：65歳以上の人口

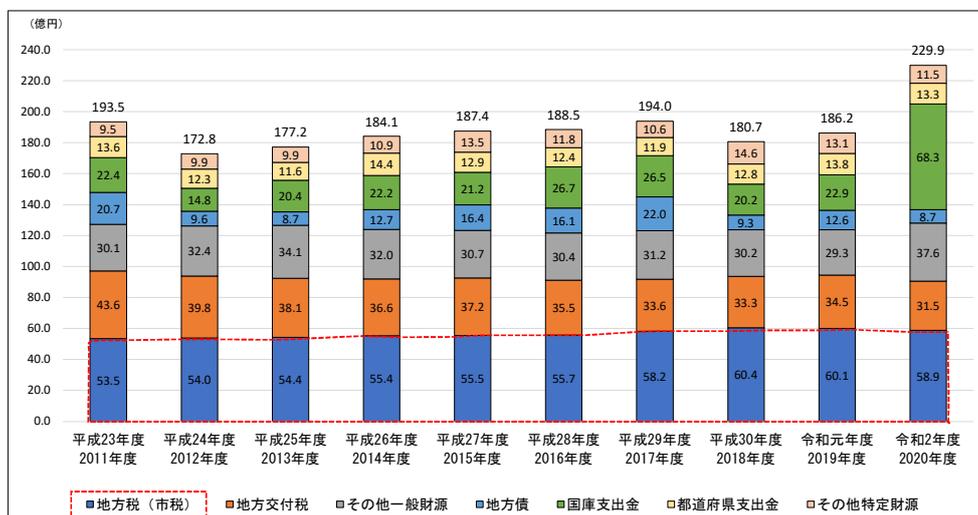
出典：国勢調査（昭和55年～令和2年）、国立社会保障・人口問題研究所（令和7年～令和27年）

図 2-2 年齢3階層別将来人口割合の見通し

2.2.財政の状況と見通し

(1) 歳入（普通会計※1）

本市の歳入（普通会計）の状況を見ると、市の歳入の根幹をなす地方税（市税）収入は、ほぼ横ばいとなっており、今後、生産年齢人口の減少が見込まれている中では、地方税収の伸びは期待できない状況となっていることから、なお一層財源の確保が厳しい状況となる見込みです。

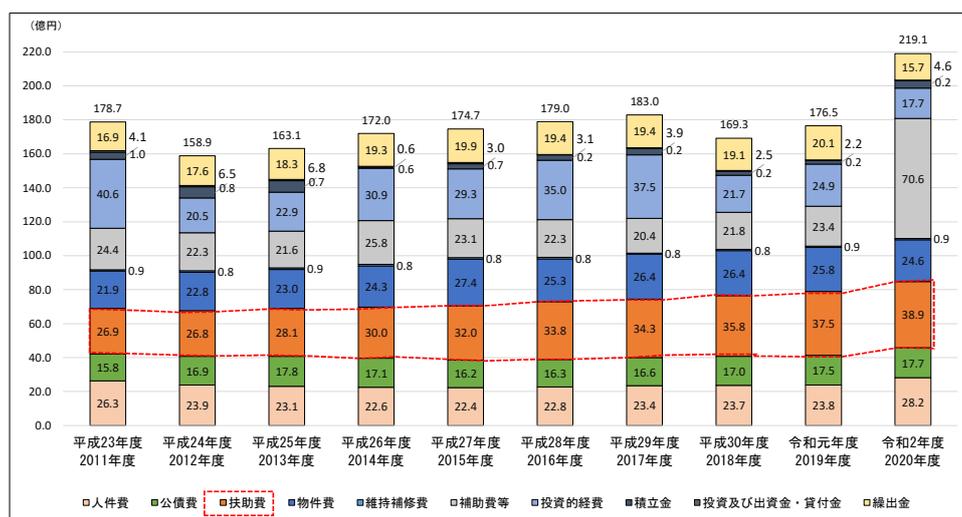


※端数の処理の関係で合計値が一致しない場合がある

図 2-3 歳入の推移

(2) 歳出（普通会計）

本市の歳出（普通会計）の状況を見ると、義務的経費※2である扶助費※3が増加傾向にあり、今後も高齢化の進行などによる増加が見込まれます。そのため、財政状況は更なる厳しくなるものと予想され、公共施設等の整備にかかる投資的経費※4についても、現在の水準を維持していくことが困難な状況となっています。



※端数の処理の関係で合計値が一致しない場合がある

図 2-4 歳出の推移

※1 普通会計：一般会計と、特別会計のうち公営事業会計以外の会計を統合したもの

※2 義務的経費：人件費、公債費、扶助費など、支出が法令などで義務付けられ、任意では削減できない経費

※3 扶助費：社会保障制度の一環として、児童や高齢者などを援助するために要する経費

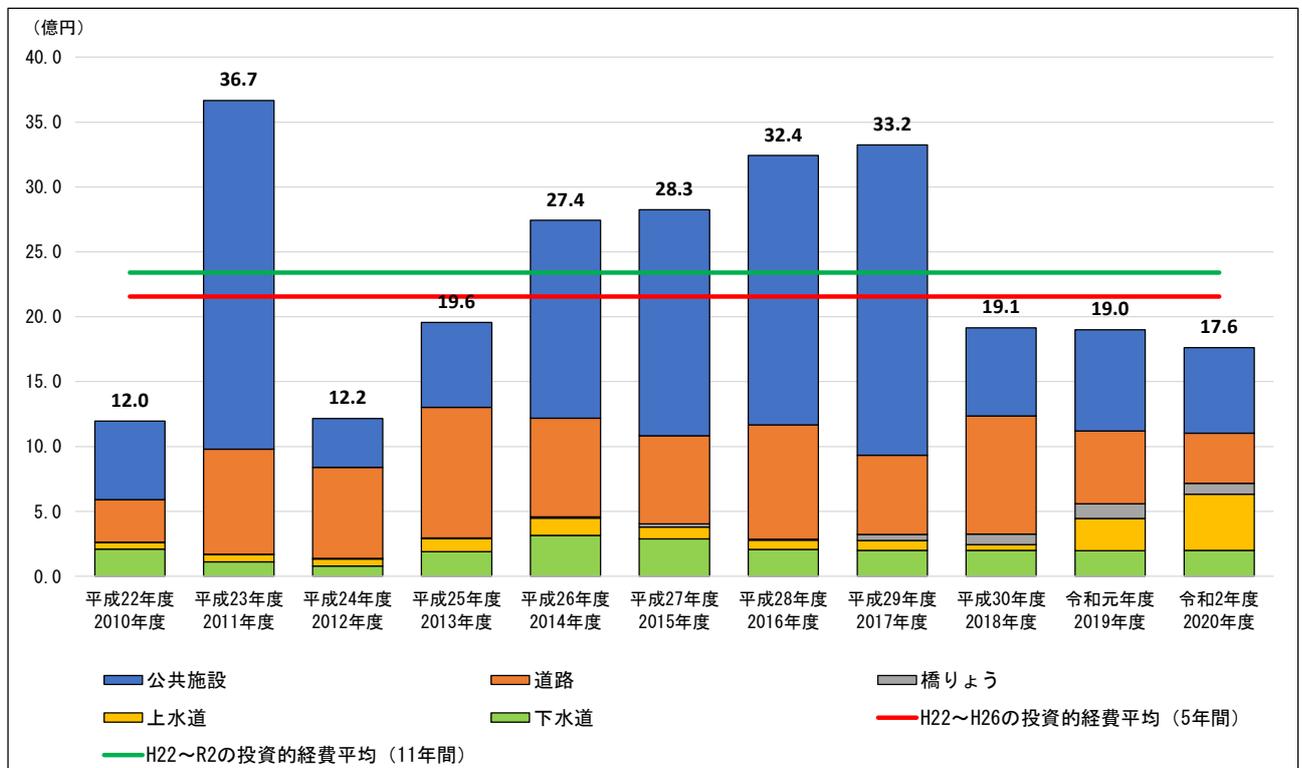
※4 投資的経費：公共施設や道路等の建設・整備など、将来にわたる資産形成のための工事や用地取得にかかる経費

(3) 投資的経費の推移

平成 22 年度から令和 2 年度までの 11 か年分の公共施設等の整備・改修等を目的とする投資的経費の合計額は、年平均で 23.4 億円となっており、その内訳は、公共施設が 12.9 億円、インフラ資産が 10.5 億円となっています。

一方、前回計画策定時点において、将来更新等費用との比較の際に基準とした、平成 22 年度から平成 26 年度における投資的経費の合計額の年平均は、21.6 億円であり、その内訳は、公共施設が 11.7 億円、インフラ資産が 9.9 億円となっています。

※次頁以降における公共施設等の将来の更新等費用の見通しにおいては、前回計画の策定当時と同様に、平成 28 年度から令和 46 年度の 50 年間ににおける将来更新等費用を試算しています。そのため、比較対象とする過去の投資的経費についても、前回計画と同様に、平成 22 年度から平成 26 年度の平均額を参照するものとします。



※端数の処理の関係で合計値が一致しない場合がある

図 2-5 投資的経費の推移

2.3.公共施設等の状況と将来の更新等費用の見通し

(1) 公共施設の状況

①施設の保有状況

本市の公共施設は110施設で、総延床面積は約14.3万㎡となっています。

主な内訳としては、学校教育系施設が約7.0万㎡(49.0%)と最も多く、次いでスポーツ・レクリエーション系施設が約1.7万㎡(11.8%)、市民文化系施設が約1.2万㎡(8.2%)の順となっています。

表 2-1 保有する主な公共施設

令和2年度末現在

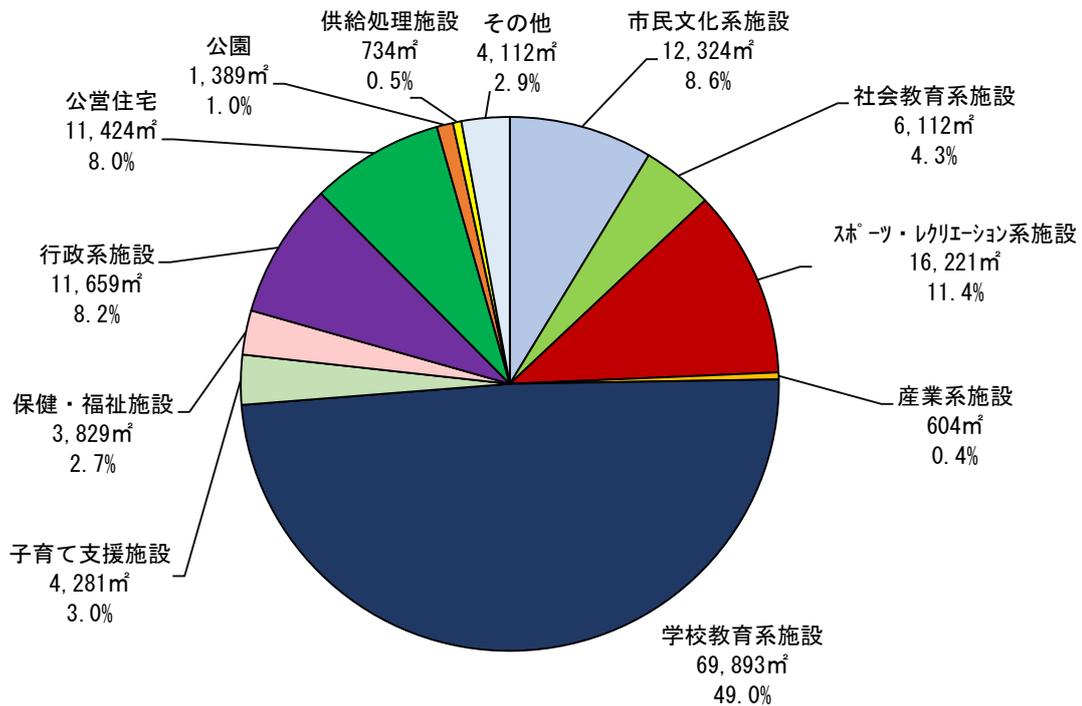
大分類	中分類	主な施設
市民文化系施設	集会施設	下妻公民館、千代川公民館、大宝公民館、騰波ノ江市民センター、上妻市民センター、豊加美市民センター、高道祖市民センター、働く婦人の家、勤労青少年ホーム、高道祖本田東集会所
	文化施設	市民文化会館、文化財保全施設
社会教育系施設	図書館	図書館
	博物館等	ふるさと博物館
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	総合体育館、千代川体育館、千代川運動公園、柳原球場、旧蚕飼小学校(体育館)、上妻地区クロケータ場
	レクリエーション施設・観光施設	ピアスパークしもつま、道の駅しもつま、千代川農産物加工施設、千代川農産物直売所、下妻市にぎわい広場 Waiwai ドームしもつま、下妻市観光交流センターさん歩の駅サン・SUN さぬま
産業系施設	産業系施設	梨の里
学校教育系施設	学校	下妻小学校、大宝小学校、騰波ノ江小学校、上妻小学校、総上小学校、豊加美小学校、高道祖小学校、宗道小学校、大形小学校、下妻中学校、東部中学校、千代川中学校
子育て支援施設	幼稚園・保育園	大宝幼稚園、騰波ノ江幼稚園、上妻幼稚園、豊加美幼稚園、高道祖幼稚園、ちよかわ幼稚園、下妻保育園、きぬ保育園
保健・福祉施設	保健施設	保健センター
	福祉施設	福祉センター「シルピア」、福祉センター「砂沼荘」、心身障害者福祉センター「ひばりの」、障害者福祉作業所
行政系施設	庁舎	下妻市役所、下妻市役所附属施設、下妻市役所千代川庁舎
	その他行政系施設	消防団車庫兼詰所、水防資材倉庫、防災備蓄倉庫、防災倉庫、防火施設(旧養豚センター)
公営住宅	公営住宅	西町住宅、石堂住宅、西側住宅、新堀住宅、大宝住宅、本宿住宅、新石堂住宅、今峯住宅、陣屋住宅
公園	公園	多賀谷城跡公園、上町公園、三道地公園、陣屋公園、本宿公園、小貝川ふれあい公園、やすらぎの里公園、千代川緑地公園
供給処理施設	供給処理施設	リサイクルセンター、千代川リサイクルセンター、高道祖北部地区排水処理施設、高道祖南部地区排水処理施設
その他	その他	旧蚕飼小学校、浜球場(下妻第二高等学校第二グラウンド)、旧養豚センター、旧福祉ふれあいハウス、旧福祉センター「シルピア別館」、旧農業就業改善センター

表 2-2 施設総量の推移

施設分類	策定時 (平成26年度末現在)				改訂時 (令和2年度末現在)				施設総量の推移		
	施設数		延床面積		施設数		延床面積		施設数 (施設)	延床面積	
	(施設)	構成比 (%)	(㎡)	構成比 (%)	(施設)	構成比 (%)	(㎡)	構成比 (%)		(㎡)	増減率 (%)
市民文化系施設	12	10.6%	11,971	8.6%	12	10.9%	12,324	8.6%	0	353	3.0%
社会教育系施設	2	1.8%	6,112	4.4%	2	1.8%	6,112	4.3%	0	0	0.0%
スポーツ・レクリエーション系施設	13	11.5%	15,428	11.0%	13	11.8%	16,221	11.4%	0	793	5.1%
産業系施設	2	1.8%	1,225	0.9%	1	0.9%	604	0.4%	-1	-621	-50.7%
学校教育系施設	12	10.6%	67,679	48.4%	12	10.9%	69,893	49.0%	0	2,214	3.3%
子育て支援施設	8	7.1%	4,272	3.1%	8	7.3%	4,281	3.0%	0	9	0.2%
保健・福祉施設	7	6.2%	4,056	2.9%	5	4.5%	3,829	2.7%	-2	-227	-5.6%
行政系施設	30	26.5%	12,005	8.6%	29	26.4%	11,659	8.2%	-1	-346	-2.9%
公営住宅	9	8.0%	11,424	8.2%	9	8.2%	11,424	8.0%	0	0	0.0%
公園	9	8.0%	1,389	1.0%	9	8.2%	1,389	1.0%	0	0	0.0%
供給処理施設	4	3.5%	734	0.5%	4	3.6%	734	0.5%	0	0	0.0%
その他	5	4.4%	3,680	2.6%	6	5.5%	4,112	2.9%	1	432	11.7%
合計	113	100.0%	139,975	100.0%	110	100.0%	142,584	100.0%	-3	2,609	1.9%

※端数の処理の関係で合計値が一致しない場合がある

令和2年度末現在



※端数の処理の関係で合計値が一致しない場合がある

令和2年度末現在

図 2-6 施設分類別延床面積

②老朽化の状況

本市では、昭和 50 年代から昭和 60 年代にかけて集中的に公共施設を整備しており、この期間に整備した施設の延床面積は約 7.1 万㎡で、全体の 50.1%を占めています。

また、建築後 30 年以上経過した施設は約 8.6 万㎡となっており、全体の 60.4%を占めています。

一般的に、鉄筋コンクリート造の建物は、建築後 30 年程度で大規模改修^{※5}、60 年程度で建替えが必要とされていることから、今後、昭和 50 年代から昭和 60 年代にかけて整備した施設の大規模改修や更新にかかる費用が集中的に発生し、財政負担が増大することが懸念されます。

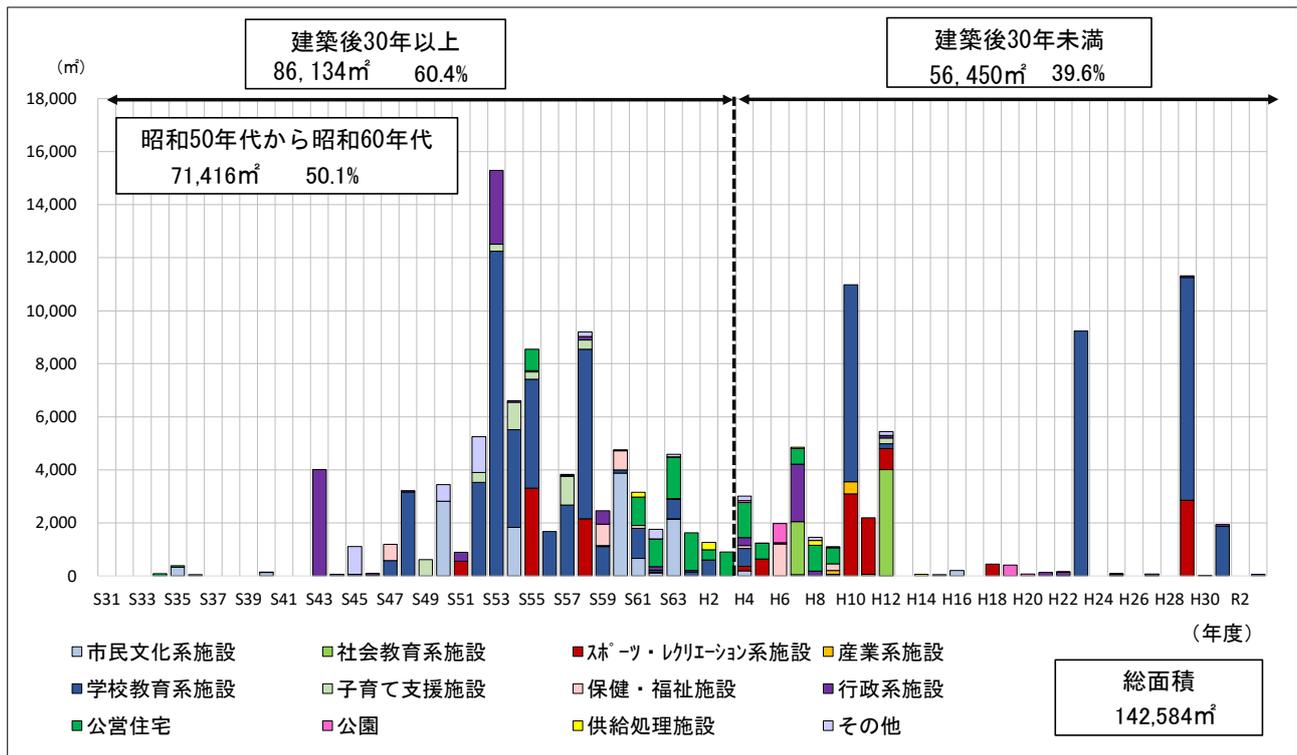
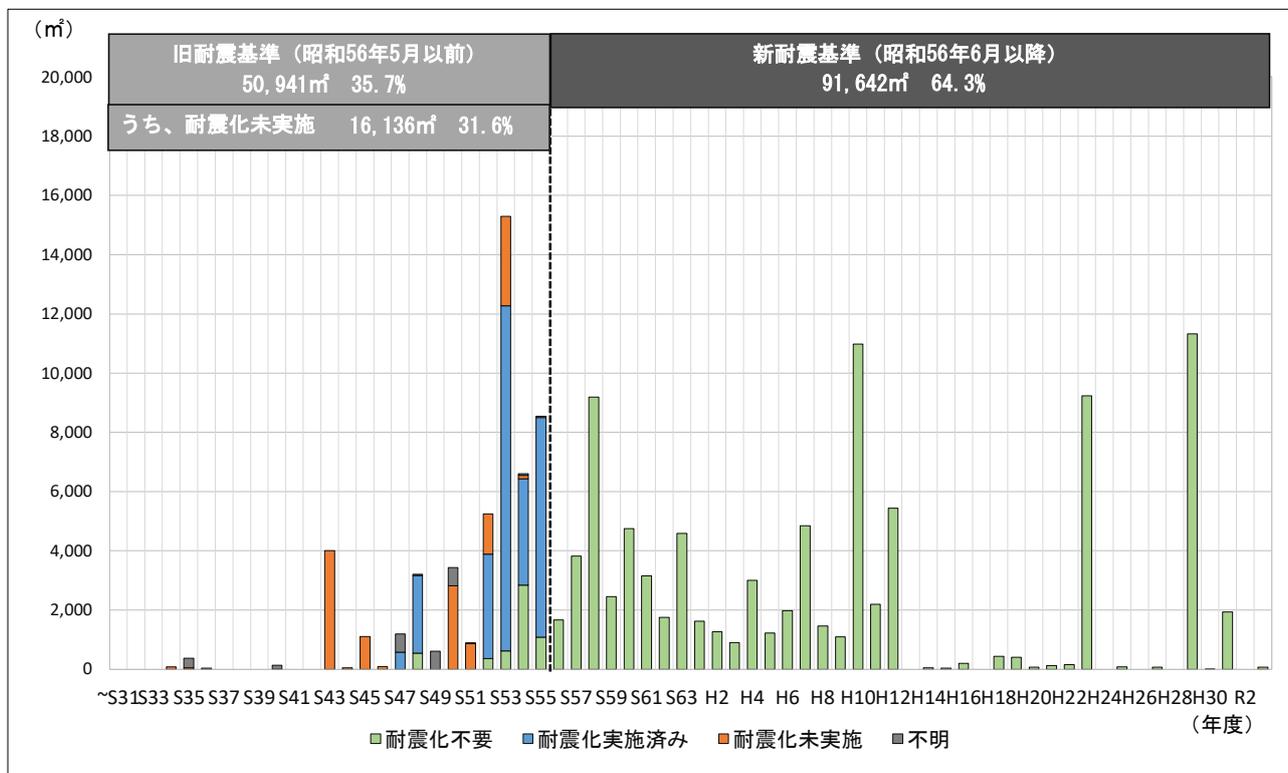


図 2-7 公共施設の建築年度別延床面積

※5 大規模改修：建物の主要な構造部等（壁、屋根、設備等）の一種以上において、全体の過半を超えて改修等を実施すること

③耐震化の状況

耐震化の状況をみると、新耐震基準^{※6}により整備した施設が 64.3% (約 9.2 万㎡)、旧耐震基準^{※7}により整備した施設が 35.7% (約 5.1 万㎡) となっており、そのうち旧耐震基準で耐震化未実施の施設は、全体の 31.6% (約 1.6 万㎡) を占めています。



令和2年度末現在

図 2-8 公共施設の耐震化状況

※6 新耐震基準：建築物の設計において適用される地震（大地震：震度6強）に耐えることのできる構造の基準で、昭和56年6月1日以降の建築確認において適用されている基準
 ※7 旧耐震基準：建築物の設計において適用される地震（中地震：震度5程度）に耐えることのできる構造の基準で、昭和56年5月31日までの建築確認において適用されていた基準

(2) インフラ資産の状況

インフラ資産は、市民生活や産業の基盤であり、安全な暮らしを支えるうえで必要不可欠な施設です。これまで多くの施設が整備されてきましたが、老朽化が進行しており、順次更新の時期を迎えようとしています。

本市の主なインフラ資産の保有量は以下のとおりです。

表 2-3 インフラ資産の保有状況と推移

施設分類	種別	施設数等		施設総量の推移
		策定時 (平成26年度末現在)	改訂時 (令和2年度末現在)	
道路	一級市道	57.8 km	57.8 km	0 km
		443,005 m ²	447,342 m ²	4,337 m ²
	二級市道	51.9 km	51.9 km	0 km
		260,166 m ²	276,032 m ²	15,866 m ²
	その他市道	919.6 km	909.2 km	-10.4 km
		3,377,633 m ²	3,432,027 m ²	54,394 m ²
	自転車歩行者道	9.3 km	9.2 km	-0.1 km
		29,788 m ²	29,717 m ²	-71 m ²
	農道	1 km	0 km	-1 km
		4,869 m ²	0 m ²	-4,869 m ²
計	1,040 km	1,028 km	-11 km	
	4,115,461 m ²	4,185,118 m ²	69,657 m ²	
橋りょう	橋りょう	320 橋	307 橋	-13 橋
		2.5 km	2.7 km	0.2 km
		12,227 m ²	15,118 m ²	2,891 m ²
上水道	管路	425 km	435 km	10 km
	上水処理施設	4,599 m ²	4,599 m ²	0 m ²
下水道	管路	105 km	117 km	12 km
都市公園	都市公園	11 箇所	11 箇所	0 箇所
		365,736 m ²	365,736 m ²	0 m ²

(3) 有形固定資産減価償却率の推移

本市が保有する資産の経年の程度を把握するに当たり、参考となる指標として有形固定資産減価償却率があります。この指標は、土地や建物、工作物といった資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合によって算出され、資産の老朽化の進行に伴い数値は上昇していきます。

次の図は、本市の過去5年間の有形固定資産減価償却率の推移を全国の市町村のうち、人口構造が本市と類似する団体（同類型市（I-1））の平均値と共に示したものです。

本市における有形固定資産減価償却率は、類似団体平均と比較すると大きな差はみられないものの、施設の老朽化を要因に、集計を始めた平成27年度以降、上昇傾向を示しています。数値の上昇の背景には、現在、改築事業に着手している庁舎や民間活用を検討している保育所等の施設について、将来の方向性を見据えて積極的な更新を実施してこなかったことも要因として挙げられます。

仮に今後も現在保有する施設を維持し続けると、この数値は一貫して増加を続けることから、今後は、持続的な公共施設の維持管理・運営を行っていくために、将来的な財政負担の軽減に向けて、施設の再編を計画的に実施していく必要があります。

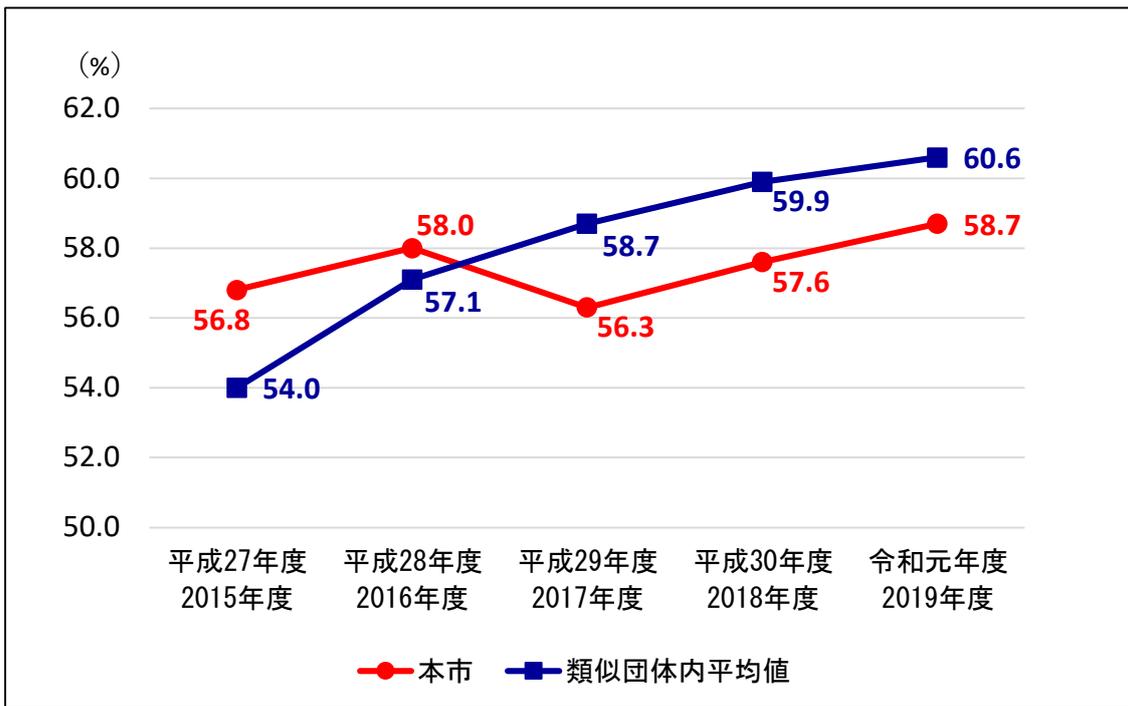


図 2-9 有形固定資産減価償却率の推移

※総務省は、市町村の態様を決定する要素のうちで最もその度合いが強く、客観的に把握できる「人口」と「産業構造」に基づき、市町村を類型化している。類似団体別市町村財政指数表（令和元年）においては、下妻市はI-1類型に分類される。I-1類型都市とは、二次産業が90%以上且つ三次産業が65%未満、人口が5万人未満の都市。

(4) 公共施設等の将来の更新等費用の見通し

本市の公共施設等（公共施設・インフラ資産）の将来の更新等費用の見通しについて、現在保有している公共施設等を全て、耐用年数経過時に単純更新した場合の更新等費用（自然体費用）と、それぞれの施設分類に応じて策定した個別施設計画（長寿命化計画）における長寿命化対策を反映した更新等費用（対策後費用）を算出し、両者を比較することで、個別施設計画に基づく長寿命化等の対策の効果を検証します。
 ※両費用の算出にあたる詳細については、資料編に掲載しています。

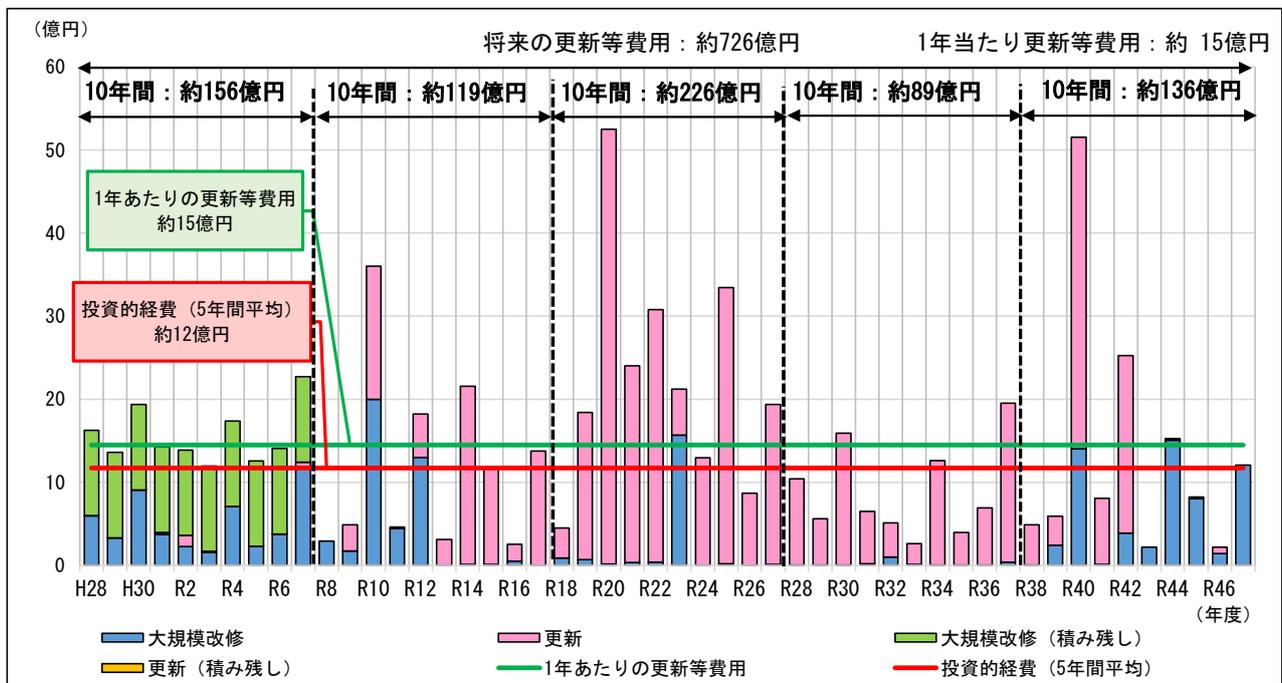
①公共施設

○施設を耐用年数経過時に単純更新した場合（自然体費用）

計画期間の30年間を含む、平成28年度から令和47年度の50年間において必要となる、自然体の更新等費用を試算した結果、その総額は、約726億円となります。1年あたりでは約15億円となり、平成22年度から平成26年度までの過去5年間の公共施設にかかる投資的経費の平均である約12億円に比べて約1.25倍となります。

令和7年度までの当初10年間では、主に大規模改修に伴う費用が集中する一方で、令和8年度以降は、更新にかかる費用の割合が高くなる見込みとなっています。

特に、令和18年度から令和27年度までの10年間においては、更新時期が集中することで、総額で200億円以上の費用が発生することが見込まれることから、計画期間の早期の段階より、大規模改修や更新・統廃合等を計画的に実施することで、財政負担の圧縮や平準化を図っていくことが必要となります。



※端数の処理の関係で合計値が一致しない場合がある

※「公共施設等更新費用試算ソフト」(総務省監修)により試算

※投資的経費(5年間平均)(赤線):公共施設にかかる投資的経費の平成22年度から平成26年度の5ヵ年平均

図 2-10 公共施設の将来の更新等費用の推計

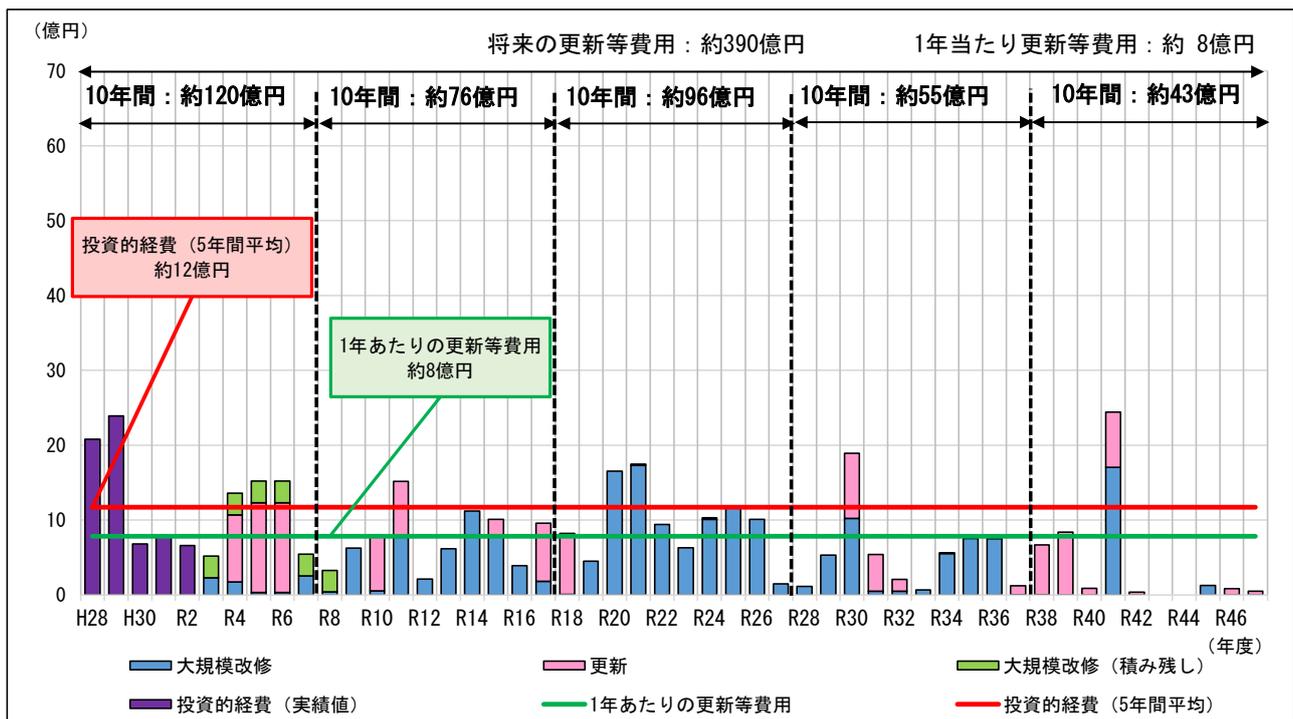
○長寿命化対策を反映した場合（対策後費用）

公共施設等の更新等に要する費用について、個別施設計画（長寿命化計画）の効果を反映した費用を算出します。

公共施設については、以下に示す個別施設計画（長寿命化計画）における対策費用の見込みに基づき、費用を算出します。

施設分類	計画名称
学校教育系施設	下妻市学校施設の長寿命化計画（令和2年11月）
公営住宅	下妻市営住宅長寿命化計画（令和3年3月）
上記以外	下妻市公共施設再配置計画【I期】（平成29年2月） 公共施設等マネジメント実施計画ロードマップ（平成29年以降、毎年度策定）

計画期間の30年間を含む、平成28年度から令和47年度の50年間において必要となる公共施設の対策後費用の総額は約390億円、1年あたりでは約8億円となります。この金額は、平成22年度から平成26年度までの過去5年間の公共施設にかかる投資的経費の平均である約12億円を下回ります。



※端数の処理の関係で合計値が一致しない場合がある

※平成28年度から令和2年度は、投資的経費の実績額を計上している

※投資的経費（5年間平均）（赤線）：公共施設にかかる投資的経費の平成22年度から平成26年度の5ヵ年平均

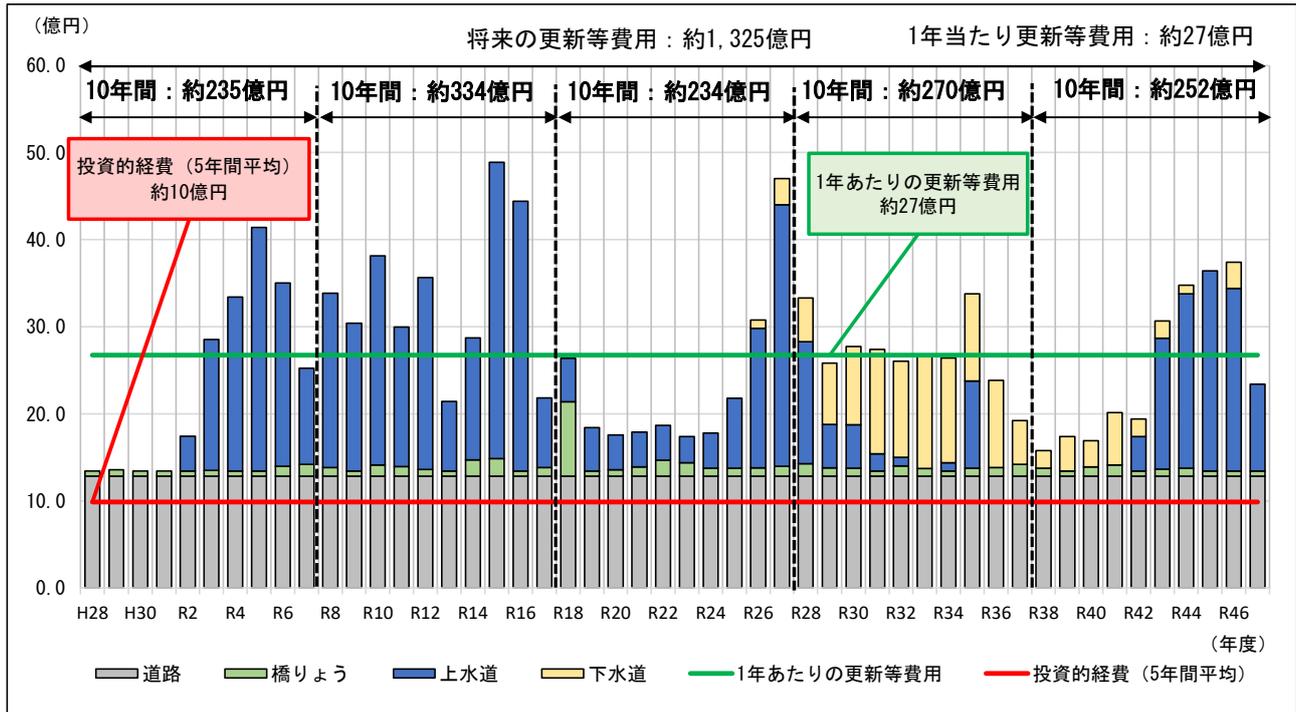
図 2-11 公共施設の将来の更新等費用の推計

②インフラ資産

○施設を耐用年数経過時に単純更新した場合（自然体費用）

計画期間の30年間を含む、平成28年度から令和47年度の50年間において必要となる自然体の更新等費用を試算した結果、その総額は、約1,325億円となります。1年当たりでは約27億円となり、平成22年度から平成26年度までの過去5年間のインフラ資産にかかる投資的経費の平均である約10億円に比べて約2.7倍となります。

このことから、これまでの手法ですべてのインフラ資産を更新していくことは、非常に厳しい状況となっています。



※端数の処理の関係で合計値が一致しない場合がある

※「公共施設等更新費用試算ソフト」（総務省監修）により試算

※インフラ資産の将来更新等費用は、「道路」「橋りょう」「上水道」「下水道」を対象としている

※平成28年度から令和2年度は、投資的経費の実績額を計上している

※投資的経費（5年間平均）（赤線）：インフラ資産にかかる投資的経費の平成22年度から平成26年度の5ヵ年平均

図 2-12 インフラ資産の将来の更新等費用の推計

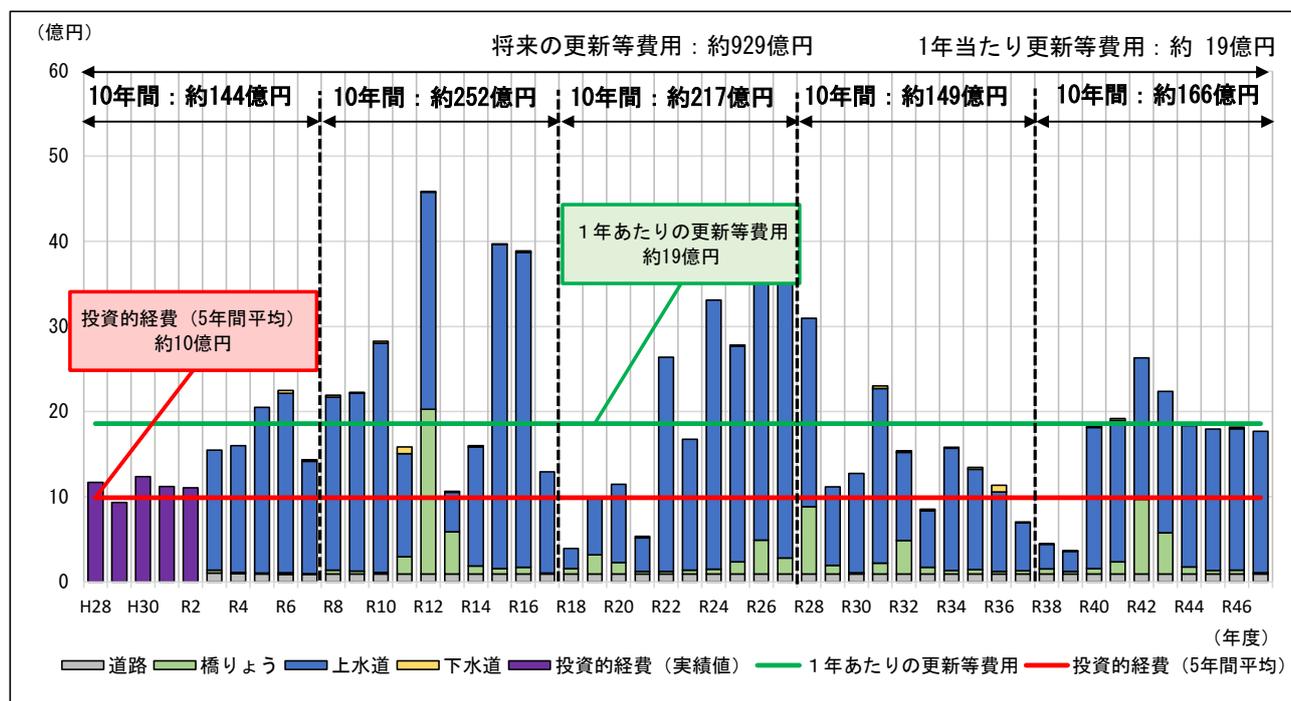
○長寿命化対策を反映した場合（対策後費用）

公共施設等の更新等に要する費用について、個別施設計画（長寿命化計画）の効果を反映した費用を算出します。

インフラ資産については、以下に示す個別施設計画（長寿命化計画）のデータを活用し、費用を算出します。

施設分類	計画名称
道路	下妻市舗装維持修繕計画（令和2年12月）
橋りょう	下妻市橋梁長寿命化修繕計画（令和2年3月）
上水道	下妻市上水道事業アセットマネジメント計画（平成29年3月） ※管路施設、建築・土木構造物、機械・電気・計装設備、その他を対象
下水道	下妻市下水道ストックマネジメント実施方針（令和3年2月） ※管路施設、処理場・ポンプ場施設を対象

計画期間の30年間を含む、平成28年度から令和47年度の50年間において必要となるインフラ資産の対策後費用の総額は、約929億円、1年あたりでは約19億円となります。この金額は、平成22年度から平成26年度までの過去5年間のインフラ資産にかかる投資的経費の約1.9倍となります。



※端数の処理の関係で合計値が一致しない場合がある

※インフラ資産の将来更新等費用は、「道路」「橋りょう」「上水道」「下水道」を対象としている

※平成28年度から令和2年度は、投資的経費の実績額を計上している

※投資的経費（5年間平均）（赤線）：インフラ資産にかかる投資的経費の平成22年度から平成26年度の5ヵ年平均

図 2-13 インフラ資産の将来の更新等費用の推計

③公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な費用見込みと充当可能な財源見込み

公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な費用見込みについて、現在保有している全ての施設を同規模で改修・更新していく自然体の費用と個別施設計画（長寿命化計画）の効果を反映した対策後費用を比較し、長寿命化対策等の効果額を算出します。併せて、平成 22 年度から平成 26 年度までの過去 5 年間の実績との比較を行います。

なお、公共施設の維持管理にかかる経費については、自然更新の場合の費用には含まれていないことから、自然更新の場合に維持管理にかかる費用を追加して、効果額を試算します。

○公共施設

公共施設に関する更新等費用の比較分析表は、次表のとおりです。

表 2-4 今後 10 年間及び 30 年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み（公共施設）

単位：百万円

		対策後費用＋維持管理・修繕費用				財源見込	自然体費用	長寿命化対策等の効果額 (④-⑤)
		維持管理・修繕(①)	大規模改修(②)	更新等(③)	合計(④) (①+②+③)		単純更新した場合(⑤)	
公共施設	10 年間	2,522	4,146	4,782	11,450	12,000	17,163	▲5,713
	30 年間	7,540	17,716	8,168	33,423	36,000	54,598	▲21,174

※維持管理・修繕：施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修、修繕などをいう。なお、補修、修繕については、補修、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものをいう。例えば、法令に基づく法定点検や施設管理者の判断で自主的に行う点検、点検結果に基づく消耗部品の取替え等の軽微な作業、外壁コンクリートの亀裂の補修等を行うこと。

※大規模改修：公共施設等を直すこと。改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものをいう。例えば、耐震改修、長寿命化改修など。転用も含む。

※更新等：老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。除却も含む。

令和 3 年度から 10 年間における、耐用年数経過時に単純更新した場合の費用見込みが約 172 億円であるのに対し、再配置計画をはじめとする、個別施設計画に基づく対策後費用の見込みは約 115 億円であることから、更新等費用は約 57 億円減額となり、対策の効果が表れています。同様に、令和 32 年度までの 30 年間においては、約 212 億円の削減効果が見込まれています。

同期間に充当可能な財源としては、国・県支出金や地方債がその大半を占めることとなりますが、現時点でその財源を把握することが困難であることから、公共施設に係る過去の投資的経費の実績を基にその財源が確保されるものと仮定すると、平成 22 年度から平成 26 年度における投資的経費の平均が約 12 億円であることから、10 年間では約 120 億円、30 年間では約 360 億円となり、仮に、現状と同水準の財源が将来的に確保可能であるとすると、年度ごとでは費用の過不足が生じる可能性はあるものの、各個別施設計画において計画される事業は、今後 10 年間及び 30 年間においておおむね対応可能との見通しとなっています。

ただし、上記の数値はあくまでも再配置計画に基づく試算のため、今後、各公共施設

等について精査を行い、より正確な試算を実施する必要があるとともに、市全体の財政状況の推移を見極めながら、中長期的な費用見込みについて、適宜、見直しを行うものとしてします。

○インフラ資産

インフラ資産に関する更新等費用の比較分析表は、次表のとおりです。

表 2-5 今後 10 年間及び 30 年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み
(インフラ資産)

単位：百万円

		対策後費用	財源見込	自然体費用	長寿命化対策等の 効果額 (①-②)
		更新等(①)		単純更新 した場合(②)	
道路	10 年間	939	7,210	12,855	▲11,917
	30 年間	2,816	21,629	38,566	▲35,750
橋りょう	10 年間	2,314	47	897	1,417
	30 年間	5,766	142	3,805	1,961
上水道	10 年間	18,851	798	19,400	▲549
	30 年間	56,196	2,393	39,900	16,296
下水道	10 年間	190	1,815	0	190
	30 年間	320	5,444	4,800	▲4,480
合計	10 年間	22,294	9,869	33,152	▲10,859
	30 年間	65,099	29,608	87,071	▲21,972

インフラ資産全体で見ると、令和 3 年度からの 10 年間における、耐用年数経過時に単純更新した場合の費用見込みが約 332 億円であるのに対し、個別施設計画（長寿命化計画）に基づく対策後費用の見込みは約 223 億円となることから、更新等費用は約 109 億円減額となっており、対策の効果が表れています。同様に、令和 32 年度までの 30 年間においても、約 220 億円の削減効果が見込まれています。

施設分類別にみると、道路は、10 年間及び 30 年間の両期間において、自然体の更新等費用と比較して対策後費用が減額となっており、長寿命化等の対策の効果があらわれています。

一方、橋りょうについては、両期間において、対策後費用が自然体費用を上回る結果となっています。下妻市橋梁長寿命化修繕計画においては、橋りょうの損傷が深刻化してから修繕や架替え更新を行う従来型管理から、計画的な修繕を行う計画保全型管理に移行することで、予算の平準化と更新等費用の削減を図るものとしていますが、その結果、計画期間初期は補修工事等の費用が集中し、計画保全型による対策費用が比較的高額となっていることから、その見込みを受けて、本計画においても対策後費用が自然体費用を上回る結果となっています。

また、上水道については、当初10年間は対策後費用が自然体費用を下回るものの、30年間においては自然体を大きく上回っているとともに、下水道については、当初10年間は対策後費用が自然体費用を上回っているものの、30年間においては、自然体を大きく下回る結果となっています。

同期間に充当可能な財源としては、公共施設と同様に、国・県支出金や地方債がその大半を占めることとなりますが、現時点でその財源を把握することが困難であることから、各インフラ資産に係る過去の投資的経費の実績を基にその財源が確保されるものと仮定すると、道路及び下水道について、対策後の費用の総額が財源見込みを下回る結果となっていることから、これらの施設については、仮に現状と同水準の財源が将来的に確保可能であるとすると、年度ごとでは費用の過不足が生じる可能性があるものの、平均的に、個別施設計画（長寿命化計画）に位置づけられる事業に対応することが可能であることが見込まれます。

橋りょう、上水道については、10年間及び30年間の両期間において、対策後費用が財源見込を上回っていることから、今後は、個別施設計画（長寿命化計画）の更なる精査を行うとともに、予定される事業の進捗に応じて、市全体の財政状況を踏まえながら、適宜、個別施設計画の見直し・改訂を行っていくものとします。

3. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

3.1. 現状や課題に関する基本認識

■人口動向を踏まえた市民ニーズへの対応

本市の人口は、平成 12 年の 46,544 人をピークに減少に転じており、令和 27 年には、平成 27 年から約 35%減の 30,404 人になると予測されています。また、年齢 3 階層別人口では、平成 27 年に 25.5%であった高齢者人口の比率が、令和 27 年には 38.9%まで上昇するものと予測される一方、年少人口及び生産年齢人口は減少傾向であり、今後更に少子高齢化が進行する見込みとなっております。これらのことから、今後、人口規模や人口構成の変動に伴う市民ニーズの変化を適切に見極め、身の丈に合った適正な公共施設等にしていく必要があります。

■厳しさを増す財政状況への対応

地方税収入は、概ね 50 億円台中盤から 60 億円で推移していますが、今後は生産年齢人口の減少に伴う税収の減少が懸念されています。また、歳出では、高齢化社会の進行に伴う扶助費の増加が予想されており、財政状況は更に厳しくなるものと推測されます。そのため、公共施設等マネジメントの各種施策による更新費用等の削減のほか、施設の維持管理及び運営においても、限られた財源を効果的に活用していくとともに、機能の維持・向上を図っていく必要があります。

■施設の老朽化への対応

本市の公共施設は 110 施設、延床面積約 14.3 万㎡となっていますが、建築後 30 年以上経過した施設が全体の 60.4%を占めており、老朽化が進行しています。

今後、これらの施設は大規模改修や更新の時期を迎えることとなりますが、現状では、建築後 30 年を目安に実施すべきである大規模改修を積み残している状況です。

今後は、まず早急に積み残している不具合等を解消するとともに、中長期的な視点で、統廃合や合築による総量適正配置のほか、長寿命化等を計画的に実施し、老朽化による市民サービスの低下を防ぐ必要があります。

3.2.公共施設等マネジメントの基本原則

公共施設等は、人口減少・少子高齢化の進行に伴う住民ニーズの変化や、厳しい財政状況が予想されている中であっても、効率的かつ効果的な運用により、市民サービスの質を維持・向上しつつ、安全で安心して利用できる施設を提供していく必要があります。

これらのことを踏まえ、本市における公共施設等マネジメントの基本原則を以下のよう

【公共施設】

公共施設の最適化を図り、市民が利用しやすい施設の提供を目指します。

① 公共施設の保有量（延床面積）を削減する

- ・具体的な数値目標を立て、積極的な統廃合を推進します。
- ・新規整備は、原則として行わないものとします。
- ・保有量を削減しつつ、市民に提供するサービスの質の向上を図ります。

② 施設の更新時には、複合化を行う

- ・施設の統廃合を効率的に行うとともに、更新時には複合施設とし、保有量の削減や管理運営の効率化を図ります。

③ 長寿命化により、ライフサイクルコストを削減する

- ・既存施設の有効活用を図るとともに、予防保全型の維持管理により、施設の長寿命化を図ります。

【インフラ資産】

限りある財源を最大限に活用し、現在のインフラ資産の良好な維持を目指します。

① 長寿命化により、ライフサイクルコストを削減する

- ・インフラ資産ごとの長寿命化計画に基づき、予防保全型の維持管理を推進します。
- ・中長期的な視点による計画的・戦略的な維持管理により、更新等費用の抑制・平準化を目指します。

② ニーズを把握し、必要な機能を確保する

- ・変化するニーズを的確に把握し、防災や交通等、新たなニーズへの対応や機能の強化を効率的に行います。

3.3.公共施設等の保有量の目標

(1) 公共施設

①投資的経費の設定

本計画の当初の策定当時においては、厳しい財政状況の中、今後、投資的経費の抑制を余儀なくされることを想定して、平成 22 年度から平成 26 年度までの過去 5 年間の公共施設にかかる投資的経費の平均である約 12 億円を将来の公共施設にかかる 1 年当たりの投資的経費として設定したうえで、その費用と自然体費用との不足額を算出し、延床面積の削減目標を設定する際の根拠として位置づけるものとしていました。

今回の計画改訂に当たっても、引き続き、この計画策定当初の考え方を踏襲したうえで、計画期間の満了する令和 27 年度時点において本市が保有すべき公共施設の保有量とその達成に向けた削減目標を定めるものとします。

②公共施設の保有量の算出

将来の更新等費用は、本計画策定当時の保有量をそのまま更新する場合（自然体）、今後 50 年間で約 726 億円となりますが、計画期間である平成 28 年度から令和 27 年度までの 30 年間で見た場合は、総額で 501 億円、1 年当たり約 17 億円かかることが見込まれています。

前述のとおり、公共施設に係る将来の投資的経費の設定額は約 12 億円と設定していることを踏まえると、両費用の均衡を図るためには、将来の更新等費用を年間で約 5 億円を削減する必要があります。

従って、投資的経費の設定額である約 12 億円以内に抑えるには、更新等費用を 30% 程度削減する必要があります。

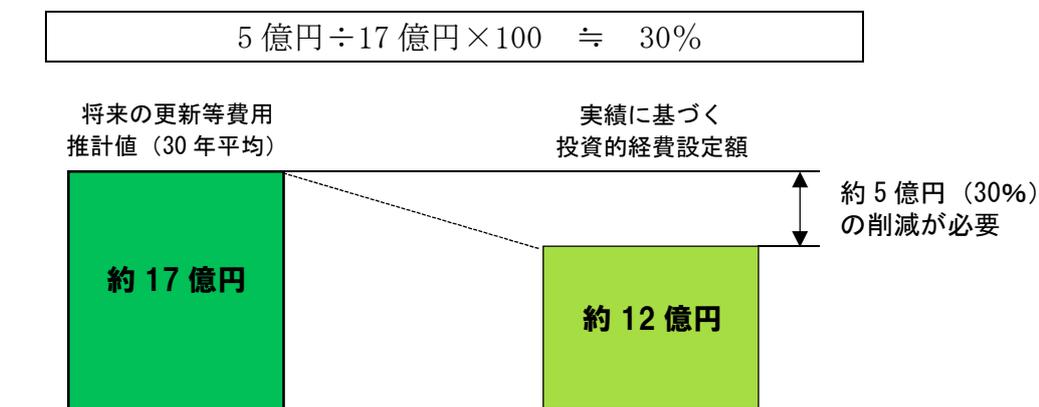


図 3-1 削減目標のイメージ

③削減目標の設定

以上のことから、適切な行政サービス、公共施設の維持管理・運営を行っていくため、本市では以下の目標を設定します。

なお、削減目標は、今後の社会情勢の変化、財政収支、人口動向等に応じて適宜見直しを行うものとします。

**公共施設の保有量（延床面積）を
今後 30 年間で 30%（約 4 万 2 千㎡以上）削減していきます。**

④削減目標の進捗状況

本市では、本計画の策定当初に設定した削減目標の達成に向けて、本計画策定後の平成 29 年に策定した再配置計画において、総量削減に向けた方策を具体化するために、公共施設の適正配置を推進するうえでの基本方針や取組手法を定めました。また、計画期間の当初 10 年間における具体的な削減目標と目指すべき公共施設の保有量を明らかにしたうえで、年度単位での対策内容と実施時期を示すロードマップを策定し、毎年度の見直しを行うなど、公共施設マネジメントを着実に推進してきました。

表 3-1 再配置計画における計画期間別の削減目標

	I 期 H29～R8 (10年後)	II 期 R9～R18 (20年後)	III 期 R19～R28 (30年後)
削減量 (延床面積)	約 10,500㎡	約 21,000㎡	約 42,000㎡
削減率	7.5%	15%	30%
公共施設保有量 (延床面積)	約 129,500㎡	約 119,000㎡	約 98,000㎡

併せて、総量削減に向けて、老朽化の進行や利用者の減少等の課題を抱える「千代川第 2 体育館」や「心身障害者福祉センター「福祉ふれあいハウス」」等を除却するなど、具体的な取組も進めています。

一方で、中心市街地の遊休地を活用した多機能施設である「下妻市にぎわい広場 Waiwai ドームしもつま」や観光交流を目的とする「下妻市観光交流センターさん歩の駅サン・SUN さぬま」等の新規整備を行ったことや、下妻中学校の更新にともなう延床面積の増加、用途廃止となった後に今後の活用方法を検討中である普通財産を複数保有することなどを受け、計画策定当時に 113 施設 14.0 万㎡（平成 26 年度末現在）であった施設総量は、110 施設 14.3 万㎡（令和 2 年度末現在）と、施設数は減少しているものの、延床面積は 0.3 万㎡の増加となっています。

ただし、再配置計画の計画期間第 I 期の残り 5 年間において、市庁舎及び保健センターの建替事業を予定していることから、それに伴う他施設の集約・複合化による延床面積の減少が見込まれるとともに、幼稚園の集約化等の対策等も着手予定であることから、これらの事業の進捗を受けて、今後、施設総量の大幅な減少が想定されています。

(2) インフラ資産

インフラ資産は、社会基盤となる施設であるため、現時点では総量の削減が困難であることから、計画的かつ予防的な修繕へと転換し、維持更新費用の削減を図り、持続可能な施設保有を目指します。

3.4.公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 点検・診断及び安全確保の実施方針

「事後保全」から「予防保全」への転換

- ・点検・診断に当たっては、今後も維持していく施設を対象として「法定点検^{※8}」と「自主点検^{※9}」を組み合わせる実施することにより、建物や設備の機能を適正に維持していくことを基本とします。
- ・「自主点検」については、建物の劣化状況を把握するために「公共施設点検マニュアル」を使用し、定期的に劣化調査を実施し、劣化調査結果をもとに、建物の改修、更新時期の検討を行います。
- ・損傷や故障の発生に伴い修繕を行う「事後保全」から、機能の低下の兆候を検出し、事前に使用不可能な状態を避けるために行う「予防保全」に転換し、計画的な保全に努めます。
- ・インフラ資産についても、施設性能を可能な限り維持し、長期にわたり使用できるよう、「事後保全」から「予防保全」への転換を図ります。

未利用施設等の安全確保

- ・点検・診断の結果、劣化状況などから危険性が認められた施設については、安全確保の措置を行ったうえで、施設の利用状況や優先度を踏まえ、方針を決定します。
- ・用途廃止となっている施設や、今後利用する見込みのない施設については、周辺環境への影響を考慮したうえで解体し、安全確保に努めます。

メンテナンスサイクルの構築

- ・インフラ資産は、定期的な点検・診断結果に基づき必要な措置を行い、その結果得られた施設の状態や対策履歴の情報を記録するとともに、次期点検・診断に活用するメンテナンスサイクルを構築し、継続的に取り組んでいくものとします。

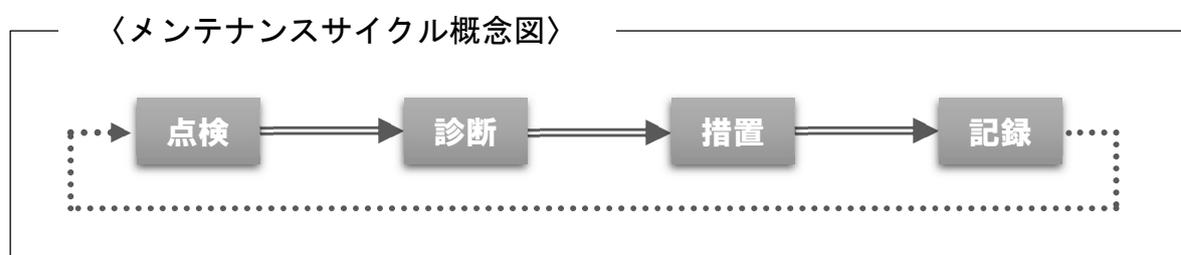


図 3-2 メンテナンスサイクル概念図

※8 法定点検：施設の規模や設備の性能等に応じた規定に従い、専門的知識を有する者や有資格者が行う点検

※9 自主点検：施設管理者が目視等を行う簡易的な点検

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

適切な修繕の実施による機能の維持

- ・ 部位部材等の修繕周期や点検・診断結果を踏まえ、適切な時期に修繕を実施することにより機能の維持に努めます。

効率的な施設の配置及び運営

- ・ 施設の更新に当たっては、人口の動向や市民ニーズ、周辺施設の立地状況及び類似施設の状況等を踏まえ適正な規模を検討するとともに、機能の複合化や多機能化、減築を検討し、効率的な施設配置を目指します。
- ・ 少子化の進行に伴い発生が予想される学校施設の余裕教室については、近隣の公共施設の立地状況や地域住民の意向を考慮しながら有効活用を検討します。
- ・ 民間事業者や地域住民との連携も視野に入れながら、効率的な施設の運営や行政サービスの維持・向上を図ります。

トータルコストの削減

- ・ 施設の改修・更新に当たっては、外見やデザインより機能性や効率性を重視するものとし、省エネ対応機器の導入等によりトータルコストの削減に努めます。

脱炭素化の推進

- ・ 施設の更新等に当たり、ZEB化など脱炭素化に向けた省エネ・再エネ・蓄エネ設備の導入促進等、環境へ配慮した取組を推進します。

バランスや長期利用に配慮した施設整備

- ・ インフラ資産は、費用対効果や経済波及効果を考慮して、更新と維持保全をバランスよく実施していきます。また、施設の整備や更新に当たっては、長期にわたって維持管理しやすい素材を使用するなどの改善を図ります。
- ・ 道路の新設や拡幅については、市民の安全上やむを得ないものを除き、極力抑制するものとします。

(3) 耐震化及び長寿命化の実施方針

耐震化の推進

- ・ 耐震化未実施の施設については、施設の耐用年数や老朽度を考慮し、更新または耐震化の判断を早急に行います。
- ・ インフラ資産は、利用者の安全確保や安定供給を行うことが極めて重要であるため、各施設の特長や緊急性・重要性を考慮のうえ、点検・診断結果に基づき耐震化を推進していきます。

長寿命化の推進

- ・今後も継続して保有していく施設のうち、建築後 30 年を経過しているものについては、劣化診断を実施するとともに、診断結果を踏まえ、大規模改修時に長寿命化を併せて実施することで、ライフサイクルコストの削減を図ります。
- ・建築後 30 年未満の施設についても、点検・診断の結果を踏まえて、予防保全型の修繕を行うとともに、改修を計画的に実施することにより長寿命化を図り、施設の機能低下を抑えていくことで、維持管理費用の抑制と平準化を目指します。
- ・インフラ資産についても、施設特性を考慮のうえ安全性や経済性を踏まえつつ、損傷が軽微な段階で予防的な修繕を行うことで施設の長寿命化を図り、トータルコストの削減や予算の平準化に努めます。

個別施設計画（長寿命化計画等）の策定・推進

- ・本市のインフラ資産のうち、個別施設計画の策定が済んでいるものについては、既存の計画に基づき長寿命化等を推進していきます。
- ・今後、新たに策定する個別施設計画については、本計画における方針に沿って策定するものとします。また、財政状況も考慮し、他施設と調整を図りながら計画を推進していきます。

（４）ユニバーサルデザイン化の推進方針

ユニバーサルデザイン化の推進

- ・公共施設等の改修や更新等を行う際には、市民ニーズや関係法令等におけるユニバーサルデザインの街づくりの考え方を踏まえ、障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず、誰もが利用しやすいようユニバーサルデザインの対応に努めます。
- ・利用者からのニーズや施設利用に影響する範囲なども総合的に勘案し、効果が見込まれる場合は、単独によるユニバーサル改修を実施するなどの速やかな対応に努めます。

（５）統合や廃止の推進方針

計画的な統合・廃止等の推進

- ・全ての公共施設を対象に、機能や利用状況等を考慮したうえで、市が保有する必要性を検討し、機能の集約や統廃合、複合化を積極的に行うことを基本とし、計画的に総量の削減を行いつつ、市民がより利用しやすい施設となるよう最適化を図ります。
- ・近隣市町との広域的な連携による公共施設の相互利用や、民間との連携による民間施設の活用なども検討します。
- ・施設の統合や廃止により生じる跡地は、売却等の処分を積極的に行い、将来的に維持していく施設の維持管理や更新のための財源とします。

インフラ資産の段階的な見直し

- インフラ資産は社会基盤であり、現時点では総量削減の対象外となりますが、今後の社会状況の変化や、住民のニーズ及び財政状況を考慮したうえで、整備計画等の見直しを段階的に行います。
- また、下妻市立地適正化計画（平成 30 年 12 月）を踏まえ、インフラ資産の集約化を誘導します。

(6) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

庁内における意識啓発

- ・ 公共施設等マネジメントを推進していくためには、職員一人ひとりがその意義や必要性を理解して取り組んでいく必要があります。そのため、研修会の開催等により、庁内でのマネジメント意識の共有を図ります。

民間事業者との連携

- ・ 公共施設等マネジメントを推進していくうえで、運営コストの適正化と行政サービス水準の維持・向上を両立させていくことが極めて重要です。現在、一部の施設で指定管理者制度^{※10}による管理を行っていますが、今後も民間活用による効果が期待できる施設については、PPP^{※11}やPFI^{※12}の導入を検討し、民間企業の資金やノウハウを活用し、事業の効率化や行政サービスの充実を図ります。

市民との情報共有

- ・ 公共施設等マネジメントの推進に当たっては、実際に市民が利用する施設の規模縮小や廃止等も視野に入れて検討を行うことから、受益者である市民の理解が必要不可欠です。そのため、市が直面する状況を認識し、公共施設等のあり方を考えてもらうため、市の財政状況や公共施設等の保有状況について、広報やホームページ等で情報提供を行います。
- ・ 公共施設等の再編に当たっては、市民参加型のワークショップやシンポジウムの開催等により、市民の理解を十分得たうえ、市民がより使いやすい施設を実現するものとします。

未利用資源の活用による長期的に安定した財源の確保

- ・ 未利用資源も経営資源であると認識し、得られる利益は市民に還元できるような活用方法を検討します。
- ・ 定期借地権による貸付など、資産を保有しながら長期的かつ安定的に財源を確保できる方法を積極的に検討することとします。

※10 指定管理者制度：地方自治体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理を、多様化する住民ニーズに対応するため、民間事業者などのノウハウを積極的に活用することで、住民サービスの向上と経費の節約を目的とする制度

※11 PPP：Public Private Partnership（パブリック・プライベート・パートナーシップ）の略称。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。指定管理者制度、包括的民間委託も含まれる。

※12 PFI：Private Finance Initiative（プライベート・ファイナンス・イニシアチブ）の略称。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。

4. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

4.1. 公共施設

(1) 市民文化系施設

(保有施設)

大分類	中分類	主な施設
市民文化系施設	集会施設	下妻公民館、千代川公民館、大宝公民館、騰波ノ江市民センター、上妻市民センター、豊加美市民センター、高道祖市民センター、働く婦人の家、勤労青少年ホーム、高道祖本田東集会所
	文化施設	市民文化会館、文化財保全施設

(現状と課題)

- ・「市民文化会館」「下妻公民館」が建築後 40 年以上、その他の施設が建築後 30 年以上を経過しており、老朽化が進行しています。
- ・「市民文化会館」は、指定管理者制度を導入しています。
- ・「市民文化会館」は、令和元年度に閉館しています。
- ・平成 30 年度から令和 2 年度における公民館の平均稼働率（利用実績時間/利用可能時間）は、「下妻公民館」が 28.4%、「大宝公民館」が 27.2%、「千代川公民館」が 25.1% となっています。新型コロナウイルスの影響もあり、令和 2 年度はすべての施設で稼働率が減少しています。

(基本方針)

- ・「下妻公民館」「市民文化会館」については、文化施設調査室において、施設の今後のあり方を検討しています。
- ・「市民センター 4 施設」「大宝公民館」「働く婦人の家」については、大規模改修を実施しておらず、老朽化が進行しているため、利用状況等を踏まえ、施設のあり方を検討していきます。
- ・「文化財保全施設」については、移設を含め、施設のあり方を検討していきます。

(2) 社会教育系施設

(保有施設)

大分類	中分類	主な施設
社会教育系施設	図書館	図書館
	博物館等	ふるさと博物館

(現状と課題)

- ・「図書館」と「ふるさと博物館」は、ともに新耐震基準の建築物となっています。
- ・「図書館」は、会議室などの貸館機能を有しており、平成30年度から令和2年度までの平均稼働率（利用実績時間/利用可能時間）は、5.5%ですが、新型コロナウイルスの影響もあり、令和2年度は3.4%に減少しています。
- ・「図書館」は、令和2年度に長寿命化改修を実施しています。

(基本方針)

- ・多様化する市民のニーズを踏まえながら、市民サービスの拡充を目指すとともに、施設の適正な維持管理により、サービス水準の維持・向上に努めます。また、貸館機能については稼働率の向上により効率的な施設の運営を目指します。

(3) スポーツ・レクリエーション系施設

(保有施設)

大分類	中分類	主な施設
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	総合体育館、千代川体育館、千代川運動公園、柳原球場、旧蚕飼小学校（体育館）、上妻地区クロケータ場
	レクリエーション施設・観光施設	ビアスパークしもつま、道の駅しもつま、千代川農産物加工施設、千代川農産物直売所、下妻市にぎわい広場 Waiwai ドームしもつま、下妻市観光交流センターさん歩の駅サン・SUN さぬま

(現状と課題)

- ・「総合体育館」は、平成27年度に耐震化及び大規模改修工事を実施しました。
- ・「千代川体育館」「旧蚕飼小学校（体育館）」は、建築後30年以上経過しており、老朽化が進行しています。
- ・「道の駅しもつま」は、平成27年度にリニューアルのための大規模改修を実施しています。
- ・「下妻市にぎわい広場 Waiwai ドームしもつま」は、かつては商業施設が立地していた中心市街地内の大規模遊休地を活用し、市民の交流を促進し、にぎわいと活力あるまちづくりを推進するため、平成29年に新規整備しました。
- ・「下妻市観光交流センターさん歩の駅サン・SUN さぬま」は、中心市街地において、にぎわいと活力あるまちづくりを推進するために、観光交流を目的として、平成29年に新規整備しました。
- ・「ビアスパークしもつま」「道の駅しもつま」「千代川農産物直売所」「下妻市観光交流センターさん歩の駅サン・SUN さぬま」は、指定管理者制度を導入しています。
- ・「道の駅しもつま」は年間約74万人、「ビアスパークしもつま」は年間約16万人、「千代川農産物直売所」は年間約11万人、「下妻市観光交流センターさん歩の駅サン・

「SUNさぬま」は年間約8万人の利用者がありましたが、新型コロナウイルスの影響により、「道の駅しもつま」と「ピアスパークしもつま」は令和2年度の利用者が減少しています。

(基本方針)

- ・「千代川体育館」は、建築後30年以上経過し、老朽化が進行しているため、令和3年度に長寿命化改修を実施しています。
- ・「旧蚕飼小学校（体育館）」は、老朽化が進行しているため、解体・資産活用について検討します。
- ・「ピアスパークしもつま」は、施設の計画的な維持管理に努めるとともに、市民ニーズを踏まえながら、施設の今後について検討していきます。
- ・「下妻市にぎわい広場 Waiwai ドームしもつま」は、広場の設置目的である中心市街地の活性化に更なる効果を発揮するために、民間活用を導入した管理運営の見直しを検討していきます。
- ・今後も利用を継続する施設については、駐車場の整備など、利用者の利便性向上による利用促進を図ります。

(4) 産業系施設

(保有施設)

大分類	中分類	主な施設
産業系施設	産業系施設	梨の里

(現状と課題)

- ・「梨の里」は「道の駅しもつま」の一部であり、指定管理者制度を導入しています。

(基本方針)

- ・「梨の里」は、「道の駅しもつま」と合わせて多くの利用が見込まれるため、計画的な修繕を実施し、当面継続します。

(5) 学校教育系施設

(保有施設)

大分類	中分類	主な施設
学校教育系施設	学校	下妻小学校、大宝小学校、騰波ノ江小学校、上妻小学校、総上小学校、豊加美小学校、高道祖小学校、宗道小学校、大形小学校、下妻中学校、東部中学校、千代川中学校

(現状と課題)

- ・小学校及び中学校の延床面積は69,893㎡で、公共施設全体の約5割を占めています。
- ・小学校の校舎・体育館は、全ての建物が建築後30年以上経過しています。
- ・「下妻中学校」は、平成28年度から平成29年度にかけて改築しました。
- ・小学校については、特別支援学級の増加や35人学級への移行により教室の需要が増えているため、余裕教室数は減少が見込まれます。
- ・令和2年度の児童・生徒数は3,416人であり、平成30年度と比較すると約200人減少

しています。また令和7年度の推計は2,977人、令和12年度の推計は2,665人とさらなる減少がつづくものと想定しています。

(基本方針)

- ・小学校については、少子化の進行により、今後は児童数の減少が予想されることから、将来の人口動向や地域の年齢構成などを踏まえた適正な施設配置を検討していきます。
- ・中学校については、施設及び設備の計画的な改修を実施し、長寿命化に努めます。

(6) 子育て支援施設

(保有施設)

大分類	中分類	主な施設
子育て支援施設	幼稚園・保育園	大宝幼稚園、騰波ノ江幼稚園、上妻幼稚園、豊加美幼稚園、高道祖幼稚園、ちよかわ幼稚園、下妻保育園、きぬ保育園

(現状と課題)

- ・園舎の多くは、建築後30年以上経過しており、老朽化が進行しています。
- ・令和2年度における園児数は、幼稚園が125人、保育園が173人であり、3歳以上児は減少し、3歳未満児は増加傾向となっています。平成30年度と比較すると、幼稚園は28人、保育園は19人減少しています。

(基本方針)

- ・幼稚園は、少子化の進行に伴い利用者が減少しているため、令和3年度末をもって「騰波ノ江幼稚園」と「豊加美幼稚園」、令和4年度末をもって「大宝幼稚園」と「高道祖幼稚園」を廃止し、「ちよかわ幼稚園」及び「上妻幼稚園」の2園体制に集約化します。
- ・今後も利用者ニーズの動向を注視し、施設の適正配置を検討していきます。また継続する幼稚園や保育園等は施設及び設備の計画的な改修を図ります。

(7) 保健・福祉施設

(保有施設)

大分類	中分類	主な施設
保健・福祉施設	保健施設	保健センター
	福祉施設	福祉センター「シルピア」、福祉センター「砂沼荘」、心身障害者福祉センター「ひばりの」、障害者福祉作業所

(現状と課題)

- ・「保健センター」は、建築後30年以上経過しており、老朽化が進行しています。
- ・「福祉センター「砂沼荘」」は、平成26年度、「心身障害者福祉センター「ひばりの」」は平成27年度に大規模改修を実施しました。
- ・「福祉センター「シルピア」」、「福祉センター「砂沼荘」」、「心身障害者福祉セン

ター「ひばりの」は、指定管理者制度を導入しています。

- ・「福祉センター「砂沼荘」の令和2年度の利用者数は、新型コロナウイルスの影響もあり、7,323人となっています。

(基本方針)

- ・「保健センター」は、下妻市庁舎等整備工事により、新庁舎との複合化を図ります。
- ・「福祉センター「シルピア」」は、高齢化の進行により民間施設を含め必要性は高くなるものと予想されますが、市民ニーズを踏まえながら、施設のあり方を検討していきます。
- ・利用を当面継続する施設については、施設及び設備の計画的な改修を実施し、長寿命化に努めます。

(8) 行政系施設

(保有施設)

大分類	中分類	主な施設
行政系施設	庁舎	下妻市役所、下妻市役所附属施設、下妻市役所千代川庁舎
	その他行政系施設	消防団車庫兼詰所、水防資材倉庫、防災備蓄倉庫、防災倉庫、防火施設（旧養豚センター）

(現状と課題)

- ・「下妻市役所」の本庁舎は建築後50年以上が経過しており、耐震化や大規模改修を実施していないことから、防災拠点としての安全性確保及び施設の老朽化への対応が課題となっています。
- ・「消防団車庫兼詰所」は20施設あり、老朽化が進行しているため順次更新を行っています。

(基本方針)

- ・「下妻市役所」「下妻市役所附属施設」「下妻市役所千代川庁舎」は、下妻市庁舎等整備工事により、「保健センター」と集約・複合する新庁舎の建設を行います。その内の「下妻市役所千代川庁舎」については、集約化後の資産活用を検討します。
- ・「消防団車庫兼詰所」は、老朽化が進行している施設について、今後も更新を行います。
- ・「防火施設（旧養豚センター）」については、(12) その他の施設「旧養豚センター」と合わせ、解体・資産活用について検討します。
- ・既に供用を廃止している施設については、資産活用を検討し、解体等を行う際は、速やかに実施します。
- ・利用を当面継続する施設については、施設及び設備の計画的な改修を実施し、長寿命化に努めます。

(9) 公営住宅

(保有施設)

大分類	中分類	主な施設
公営住宅	公営住宅	西町住宅、石堂住宅、西側住宅、新堀住宅、大宝住宅、本宿住宅、新石堂住宅、今峯住宅、陣屋住宅

(現状と課題)

- ・公営住宅は9施設あり、延床面積は約11,424㎡で、公共施設全体の8.0%を占めています。
- ・「新堀住宅」と「本宿住宅」は、昭和30年代に建築された木造住宅であり、老朽化が著しい状況となっています。
- ・「陣屋住宅」は、鉄筋コンクリート造の住宅で、建築後35年を経過していますが、耐震性を有しています。

(基本方針)

- ・公営住宅は、住宅に困窮する世帯に対して適正な住宅供給を図る役割を担っていることから、「下妻市公営住宅長寿命化計画」に基づき、施設の計画的な維持管理に努めます。
- ・耐用年数を経過した木造住宅である「新堀住宅」と「本宿住宅」は、「下妻市公営住宅長寿命化計画」に基づき、用途廃止を行います。
- ・公営住宅の更新は原則として行わず、家賃補助や借上げ等を検討していきます。

(10) 公園

(保有施設)

※建物を有する公園のみ該当

大分類	中分類	主な施設
公園※	公園	多賀谷城跡公園、上町公園、三道地公園、陣屋公園、本宿公園、小貝川ふれあい公園、やすらぎの里公園、千代川緑地公園

(現状と課題)

- ・主な施設として、「小貝川ふれあい公園」のネイチャーセンター、「やすらぎの里公園」のふるさと交流館（リフレこかい）のほか、各公園にトイレを設置しています。
- ・ふるさと交流館（リフレこかい）は、令和元年度まで10,000人以上の利用者がありましたが、令和2年度は新型コロナウイルスの影響を受け、3,948人に減少しています。

(基本方針)

- ・ネイチャーセンターは、平成7年に建築された施設であり、間もなく建築後30年を迎えます。そのため、必要に応じて施設や設備の修繕を実施するとともに、省エネ対応機器の導入等により、維持管理費用の抑制に努めます。
- ・「やすらぎの里公園」のふるさと交流館（リフレこかい）は、平成20年に建築された施設で、建築後10年が経過した施設であり、定期的な点検や修繕の実施により、長寿命化を推進します。

(11) 供給処理施設

(保有施設)

大分類	中分類	主な施設
供給処理施設	供給処理施設	リサイクルセンター、千代川リサイクルセンター、高道祖北部地区排水処理施設、高道祖南部地区排水処理施設

(現状と課題)

- ・「リサイクルセンター」は、建築後 30 年未満であり、下妻市一般廃棄物処理計画に基づく資源ごみの回収拠点となっています。
- ・「高道祖北部地区排水処理施設」と「高道祖南部地区排水処理施設」は、建築後 30 年以上経過しています。生活雑排水を浄化するための施設ですが、今後、公共下水道に移行する予定となっています。

(基本方針)

- ・供給処理施設については、建築物のほか、プラント設備の維持コストも発生することから、予防保全による計画的な修繕により、維持管理費用の平準化に努めます。

(12) その他

(保有施設)

大分類	中分類	主な施設
その他	その他	旧蚕飼小学校、浜球場（下妻第二高等学校第二グラウンド）、旧養豚センター、旧福祉ふれあいハウス、旧福祉センター「シルビア別館」、旧農業就業改善センター

(現状と課題)

- ・その他の施設は、主に用途を廃止した普通財産で、一部の施設について各種団体等に貸付を行っています。
- ・「旧蚕飼小学校」は平成 26 年 3 月に閉校しています。
- ・「浜球場（下妻第二高等学校第二グラウンド）」は、茨城県へ無償で貸付しています。

(基本方針)

- ・「旧蚕飼小学校」の校舎は、解体・資産活用について検討します。
- ・「旧養豚センター」については、周辺環境に配慮のうえ、取壊しを行います。

4.2.インフラ資産

(1) 道路

(保有施設)

分類	種別	数量
道路	一級市道	57.8 km
		447,342 m ²
	二級市道	51.9 km
		276,032 m ²
	その他市道	909.2 km
		3,432,027 m ²
	自転車歩行者道	9.2 km
		29,717 m ²
合計	1,028 km	
	4,185,118 m ²	

(現状と課題)

- ・現在、安全で快適な道路網づくりに向け、年次計画に基づき順次整備を進めており、国道及び主要地方道との連携による市内ネットワークを構築していますが、横軸方向の幹線道路の整備が遅れている状況です。市道の都市計画道路の整備率は約 55.7%であり、特に市街地における都市計画道路の整備が課題となっています。
- ・身近な生活道路としての役割を担うその他の市道については、幅員 4m未満の道路が多く存在していることから、側溝整備事業や維持管理等も含め年次計画を策定し、計画的な整備を実施していく必要があります。特に、集落内の道路においては、防災上の観点からも狭あい道路の拡幅に伴う敷地のセットバックを沿道の居住者に遵守していただくとともに、ひっ迫する財政状況を考慮した新たな整備手法の検討を進める必要があります。

(基本方針)

- ・生活道路については、必要に応じて道路の拡幅改良や側溝整備を実施し、人優先の立場から安全で円滑な道づくりを目指します。
- ・予防保全型維持管理への転換のため、日常的な維持管理として、道路維持パトロールによる点検を実施し、損傷などが確認された場合は、補修工事を適宜行うものとします。

(2) 橋りょう

(保有施設)

分類	種別	数量
橋りょう	橋りょう	307 橋
		2.7 km
		15,118 m ²

(現状と課題)

- ・本市が管理する橋りょうは、下妻跨線橋と側道橋 4 橋を含めると全部で 307 橋あり、その多くが、昭和 30 年代から昭和 50 年代に建設されたものです。今後、老朽化による架替えが集中し、財政負担が大きくなることが懸念されています。

(基本方針)

- ・下妻市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、予防保全へ転換を図ることにより、ライフサイクルコストの削減と費用の平準化を図ります。

(3) 上水道

(保有施設)

分類	種別	数量
上水道	管路	434.8 km
	上水処理施設	4,599 m ²

(現状と課題)

- ・本市の水道水源は、県南西広域水道用水供給事業（県水）からの受水と地下水でまかなわれております。現在、取水をしている深井戸 8 本（下妻地区 6 本、千代川地区 2 本）は、建設後年数が経過し、いずれも施設の老朽化が進み、取水量が年々減少している状況となっていることから、改修等により取水量を確保する必要があります。
- ・本市では、上水道と井戸水を併用するケースが多く見られ、依然として井戸水への依存度が高く、また、人口減少により給水量の伸びは見込めない中、今後は、各施設の老朽化に伴う改修や維持管理等を図りながら経営の合理化に努めていく必要があります。

(基本方針)

- ・老朽化した深井戸の改修を進め取水量の確保を図るとともに、水資源の有効利用を図るため、各施設の保守点検を強化します。
- ・「下妻市上水道事業アセットマネジメント」や「下妻市水道ビジョン」に基づき、施設の更新を実施し、上水の安定した供給を図ります。
- ・「茨城県水道ビジョン」に基づき、業務の共同化や浄水場の統廃合を視野に、運営の効率化を図ります。

(4) 下水道

(保有施設)

分類	種別	数量
下水道	管路	117 km

(現状と課題)

- ・本市にある宅地等のほぼ全域を下水道処理計画区域とし、小貝川を境に西側を鬼怒小貝流域下水道、東側を小貝川東部流域下水道と2つの流域関連公共下水道で事業を進めていますが、令和元年度末現在における本市の下水道普及率は、31.8%であり、茨城県全体の63.0%と比較すると低い状況にあります。
- ・そのため、下水道使用料の収入が少なく、茨城県が管理する終末処理場等の維持管理負担金が、使用料による収入より高くなるなどの状況が生じていることから、下水道使用料の収入を上げるためのさらなる加入促進を図っていく必要があります。

(基本方針)

- ・清潔で安全なまちづくりや、河川及び農業用水等の汚濁防止のため、公共下水道の普及率向上を図るため、下水道事業の着実な進捗を図り、下水道の普及を推進します。
- ・「下妻市ストックマネジメント実施方針」に基づき、適切に維持管理します。

(5) 都市公園

(保有施設)

分類	種別	数量
都市公園	都市公園	11 箇所
		365,736 m ²

(現状と課題)

- ・都市公園は、多賀谷城跡公園など11箇所が整備されています。開設後の年数の経過により、樹木の繁茂が見受けられる施設もあることから、長期的かつ計画的に環境整備を実施していくことが必要です。
- ・また、遊具の老朽化も進んでいることから、計画的な施設の修繕及び更新を行い、安全性の確保を図る必要があります。

(基本方針)

- ・公園の適切な維持管理に努めるとともに、市民と協働して管理する公園を目指し、支援体制の充実に努めます。

5. 公共施設等マネジメントの推進体制

5.1. 全庁的な取組体制の構築、情報管理・共有のあり方

(1) 全庁的な取組体制の構築

これまで、公共施設等の管理運営は所管課ごとに行ってきましたが、市の公共施設等の「全体最適化」を図るために、以下のとおり全庁的な取組体制を構築し、組織横断的に公共施設等の今後のあり方を検討していきます。

公共施設マネジメント推進委員会は、方針案決定機関に位置づけ、施設のあり方などの方針案について検討し、公共施設マネジメント戦略会議に提案します。その後、公共施設マネジメント推進委員会から提案があった方針案について、庁内の意思決定機関である公共施設マネジメント戦略会議で検討を行い、最終的な方針を決定するものとします。また、必要に応じて、公共施設マネジメント戦略会議から公共施設マネジメント推進委員会へ意見・指示を出すことで、議論の円滑化を図ります。

その他、公共施設等マネジメントの推進に当たっては、営繕を行うマネジメントの専門部署の設置、財政部局との密接な連携のもと、事業優先順位等を検討していきます。

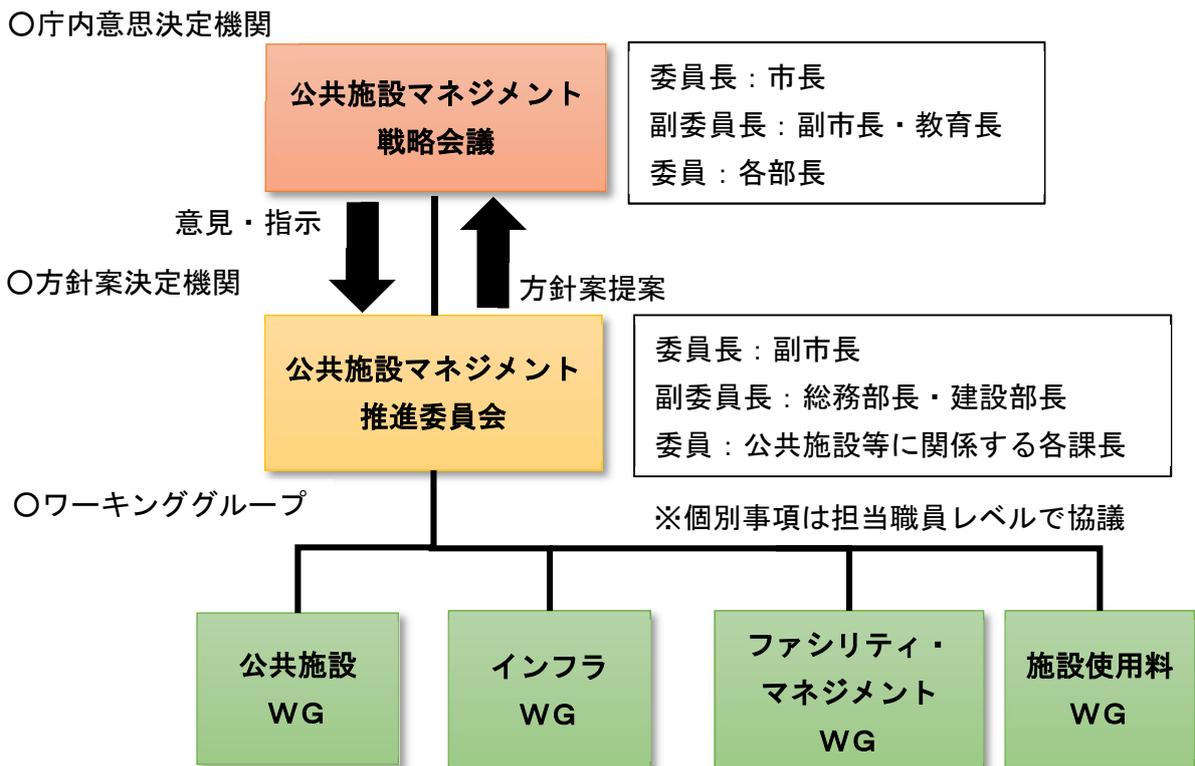


図 5-1 公共施設等マネジメント推進体制

(2) 予算の優先付けに向けた取組と公共施設等マネジメントの年間サイクル

公共施設等の老朽化に伴って必要となる修繕・改修等を実施するに当たり、公共施設等マネジメントの観点より、施設の重要度や施設ごとの方針及び施設の劣化度評価結果等を総合的に判断し、次年度に予定する修繕・改修等の事業について、財政的な制約を踏まえつつ、予算の優先順位を検討します。

予算の優先順位を含む、公共施設等マネジメントの年間サイクルは、次のとおりです。

組織	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
公共施設マネジメント戦略会議	新年度取組事項指示	戦略会議で施設ごとの取組事項を年度当初に決定し、推進委員会を通じて、各施設所管課に指示が出される。施設所管課はその指示に基づき、施設のあり方等の検討を進める。						予算優先付け決定	戦略会議での決定をもって、次年度のロードマップが確定する。		ロードマップ決定	
公共施設マネジメント推進委員会	取組事項検討指示							予算優先付け(案)検討	施設所管課ごとに今年度の取組の進捗状況と次年度の取組目標を確認する。		ロードマップ(案)検討	
施設所管課	指示事項に基づく検討開始					次年度事業調査	次年度事業ヒアリング	↑		進捗確認ヒアリング		↑
公共施設マネジメント部門	建物の劣化調査を実施し、劣化度評価を行う。この評価が、予算の優先付けの判断材料として活用される。	施設の劣化調査		↑		次年度事業調査依頼	次年度事業予算優先付け(案)作成				ロードマップ(案)作成	
議会	ロードマップ報告	前年度の戦略会議で決定したロードマップの報告を行う。								進捗確認ヒアリングをもとに、次年度のロードマップを作成する。		

図 5-2 公共施設等マネジメントの年間サイクル

(3) 情報管理・共有のあり方

公共施設等マネジメントの推進には、人件費や修繕費等の維持管理費用、利用状況や費用対効果など、適宜把握し分析をする必要があります。そのため、今回作成した「施設カルテ」を一元的な情報データベースとして活用していきます。今後は、各施設の所管課から修繕履歴や建替え等に関する情報を集約し、一元的な情報管理のもとでデータベースを滞りなく更新することにより、常に最新の状態に保ちながら庁内での情報共有を図ります。

こうして、一元化されたデータから施設の利用状況、修繕履歴、点検結果等を把握し、そのうえで、施設の長寿命化計画策定のための基礎情報としての活用、余剰施設の抽出、組織の枠を超えた再編・再配置に向けた検討を行います。

また、一元化されたデータを庁内で共有し、施設を評価するためのシステムを導入するとともに、公有財産台帳や固定資産台帳などとの連携を図り、全庁的、横断的かつ効率的な管理・運営に努めます。

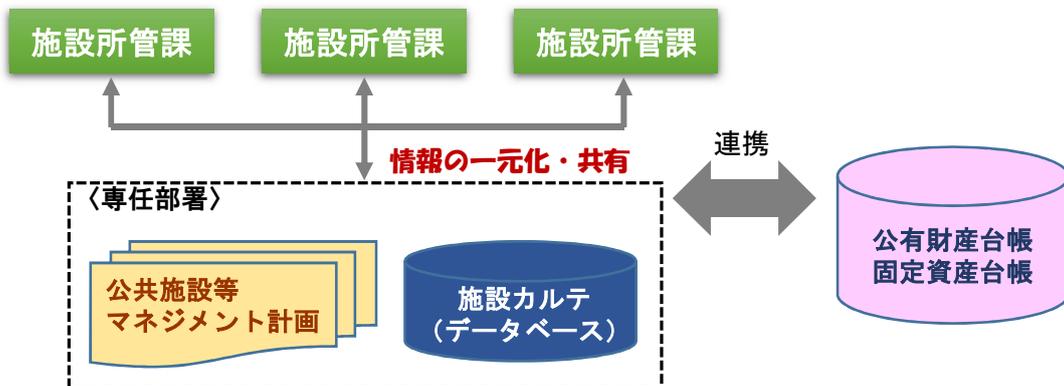


図 5-3 情報の管理・共有

5.2.フォローアップの実施方針

本計画は、個別施設計画と整合を図りながら進めていきます。フォローアップ実施方針としては、実施計画にあたる「再配置計画」「長期保全計画」のPDCA サイクルを回しながら、本計画のPDCA サイクル（統括マネジメントサイクル）を回し、計画の継続的な推進に努めます。

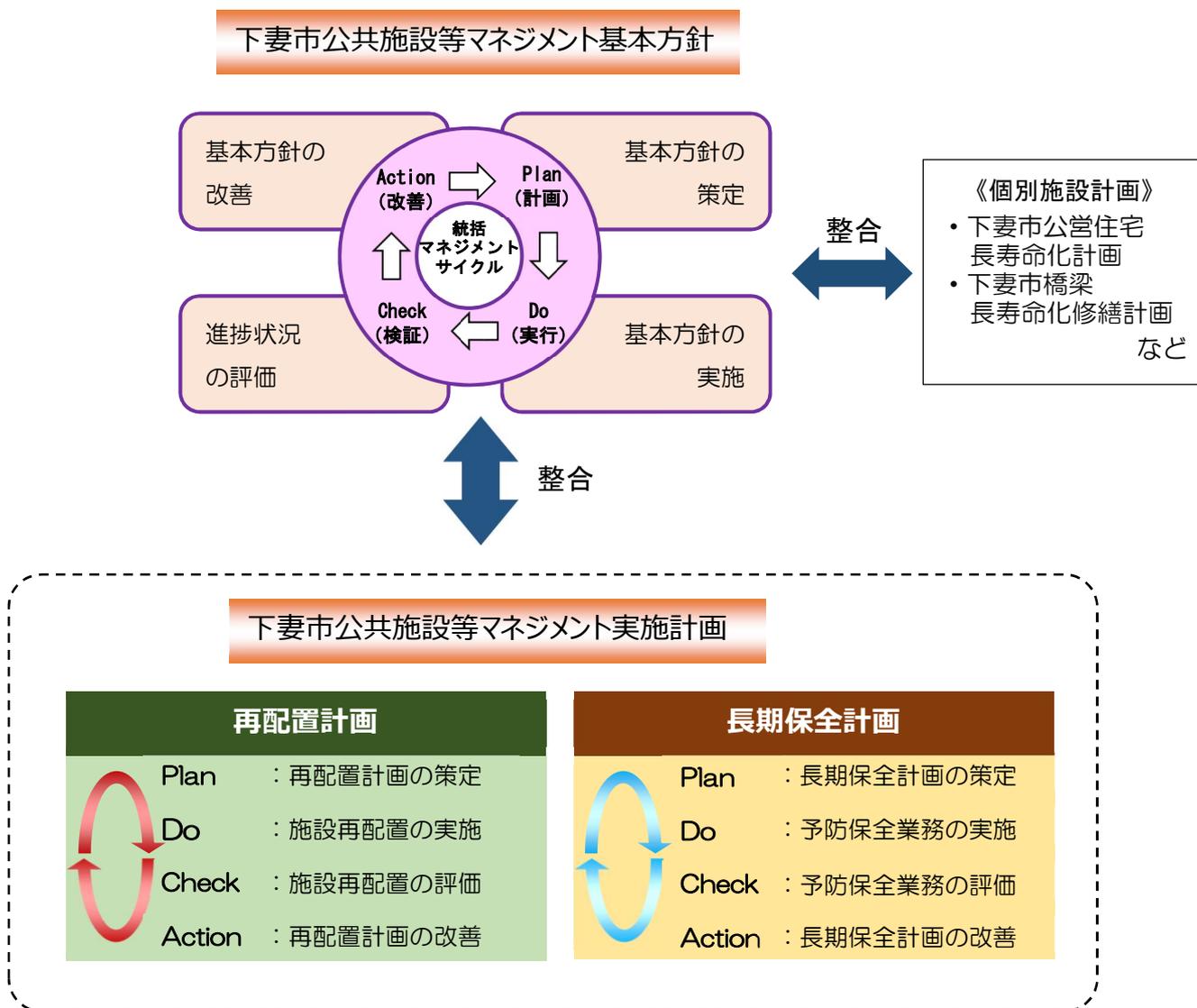
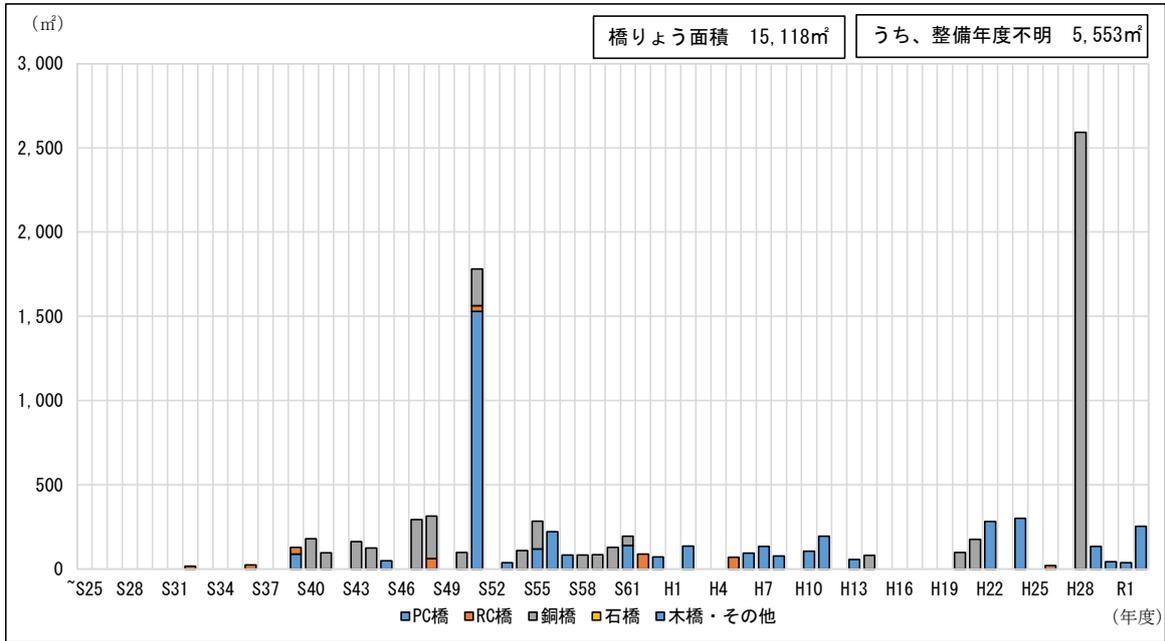


図 5-4 フォローアップのイメージ

6. 資料編

6.1. インフラ資産の整備状況

(1) 橋りょう

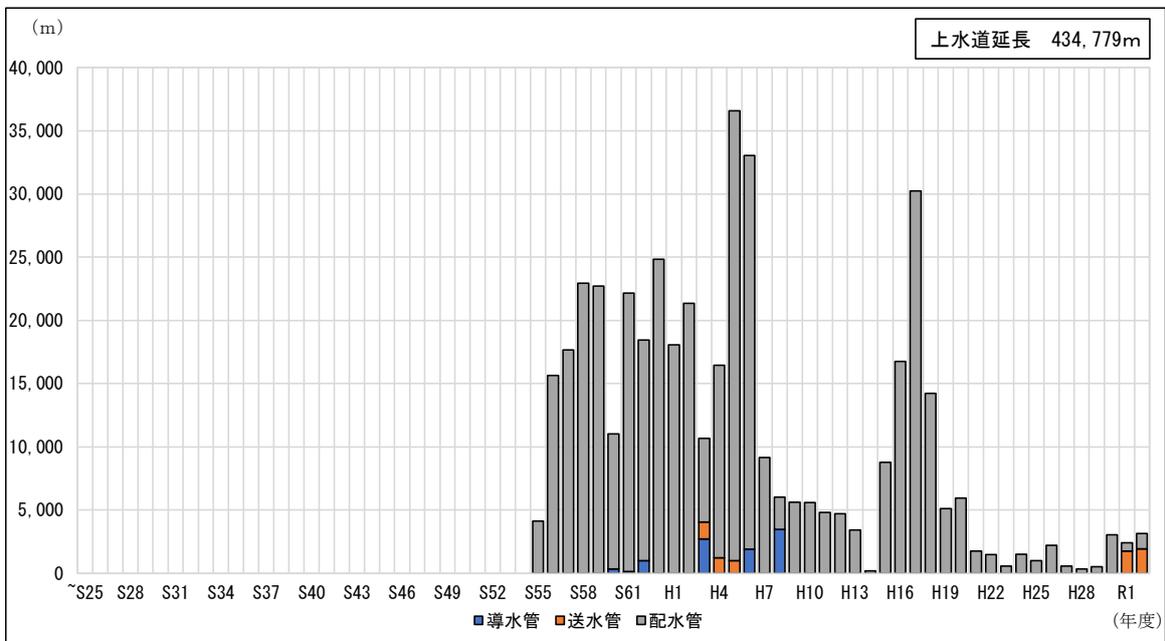


令和2年度末現在

※年度不明の橋りょうはグラフに表示されていない

図 6-1 橋りょうの整備状況

(2) 上水道

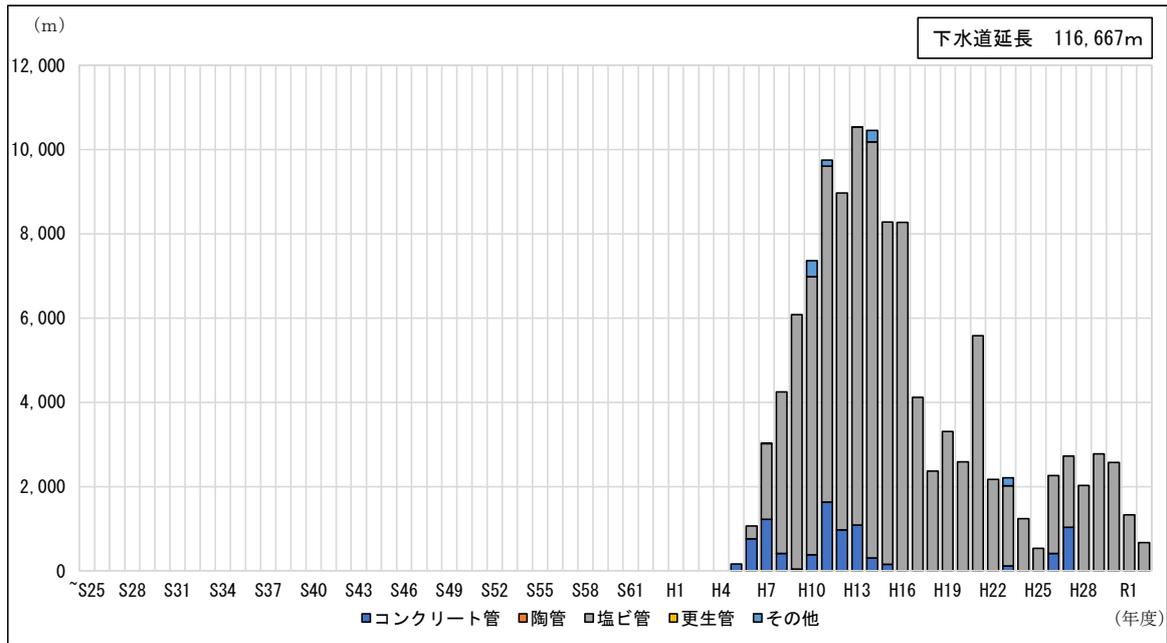


令和2年度末現在

※年度不明の上水道管はグラフに表示されていない

図 6-2 上水道管の整備状況

(3) 下水道



令和2年度末現在

図 6-3 下水道管の整備状況

6.2.公共施設の将来の更新等費用の試算条件

(1) 施設を耐用年数経過時に単純更新した場合（自然体費用）

公共施設の将来更新等費用（自然体）は、以下の条件に基づき試算しています。

※試算結果は、本計画 p. 17 に掲載しています。

- ◆物価変動率、落札率等は考慮しない。
- ◆公共施設の大規模改修、更新（建替え）は、更新年数経過後に現在と同じ延床面積で更新する。
- ◆建築後 30 年で大規模改修を実施する。（ただし、大規模改修の実績がある施設は除く。）
- ◆建築後 60 年で更新（建替え）を実施する。
- ◆平成 27 年度時点で大規模改修の実施年の 30 年を経過している施設は、積み残しとして平成 28 年度から 10 年間で処理する。（ただし、大規模改修の実績がある施設は除く。）
- ◆大規模改修費用、更新（建替え）費用の単価は、「公共施設等更新費用試算ソフト」の値を採用する。
- ◆建替えに伴う解体、仮移転費用、設計料等については含むものとして想定する。

表 6-1 公共施設の更新等費用の単価

用途	大規模改修	更新
市民文化系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
社会教育系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
産業系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
学校教育系施設	17 万円/㎡	33 万円/㎡
子育て支援施設	17 万円/㎡	33 万円/㎡
保健・福祉施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
行政系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
公営住宅	17 万円/㎡	28 万円/㎡
公園	17 万円/㎡	33 万円/㎡
供給処理施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
その他	20 万円/㎡	36 万円/㎡

出典：公共施設等更新費用試算ソフト 仕様書

表 6-2 公共施設にかかる投資的経費の推移

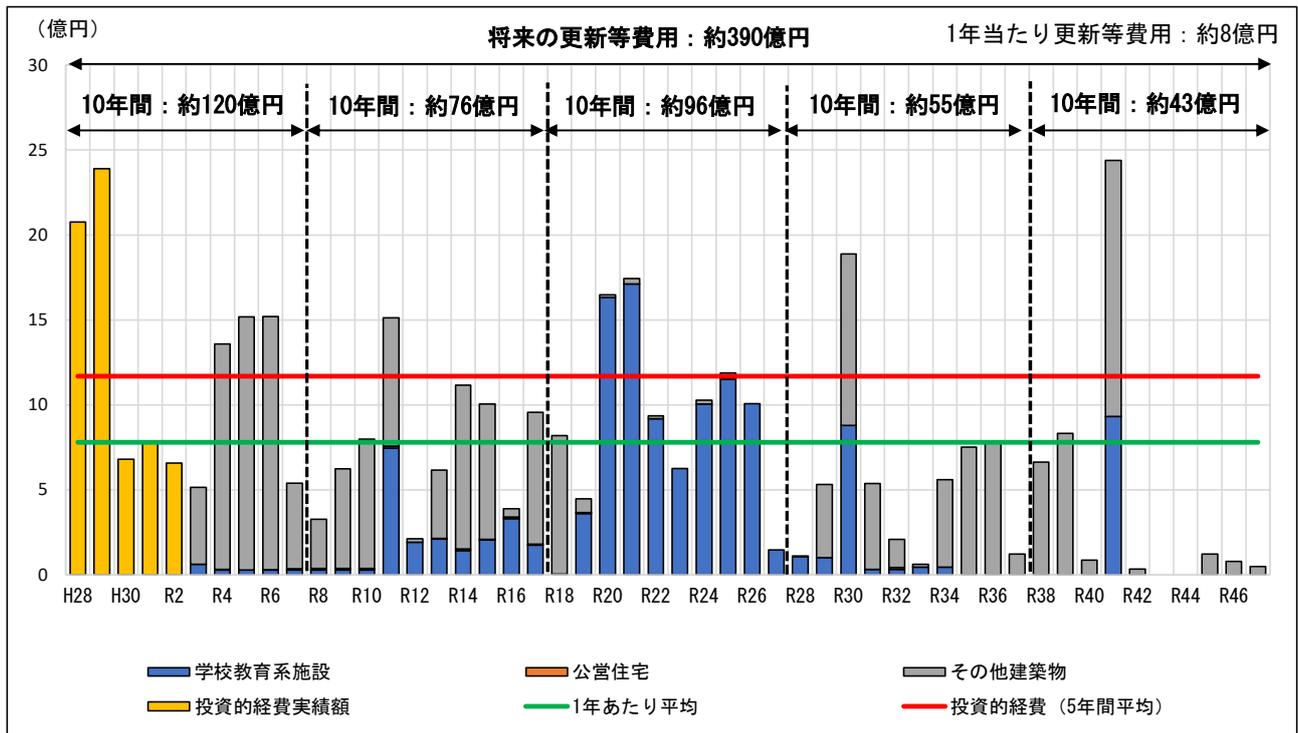
年度	既存更新分 (千円)	新規整備分 (千円)	用地取得分 (千円)	合計 (千円)
平成22年(2010)	365,881	240,626	0	606,507
平成23年(2011)	972,934	1,712,244	0	2,685,178
平成24年(2012)	355,987	18,472	0	374,459
平成25年(2013)	611,627	41,352	0	652,979
平成26年(2014)	1,345,146	153,098	26,489	1,524,733
平成27年(2015)	1,363,064	77,070	301,455	1,741,589
平成28年(2016)	1,389,984	686,210	0	2,076,194
平成29年(2017)	2,105,759	284,760	0	2,390,519
平成30年(2018)	498,634	175,204	5,292	679,130
令和元年(2019)	523,330	255,819	0	779,149
令和2年(2020)	219,807	251,556	185,128	656,491
5年間平均(H22-H26)	730,315	433,158	5,298	1,168,771

(2) 長寿命化対策を反映した場合（対策後費用）

公共施設の将来更新等費用（対策後費用）は、以下に示す条件に基づき試算しています。公共施設に関する更新等費用のうち、学校については、「下妻市学校施設の長寿命化計画」（令和2年11月）に基づく事業費の合計額とし、市営住宅については、「下妻市公営住宅等長寿命化計画」（令和3年3月）に基づく事業費の合計額とします。

それ以外の公共施設については、再配置計画に基づく対策を実施した場合の更新等費用について、自然体と同一の方法で試算した金額を計上します。

平成28年度から令和47年度までの50年間にわたる更新等費用は、約390億円、1年平均にすると、約8億円が必要となる見込みです。



※投資的経費（5年間平均）（赤線）：公共施設にかかる投資的経費の平成22年度から平成26年度の5ヵ年平均

図 6-4 公共施設の対策後費用の推計

表 6-3 公共施設の更新等費用の見込み

個別施設計画名称	平成28年度から 令和2年度までの 実績額	令和3年度から 令和47年度までの 更新等費用	年平均
下妻市学校施設の長寿命化計画（令和2年11月）	—	130.0億円	2.9億円
下妻市公営住宅等長寿命化計画（令和3年3月）	—	1.1億円	0.02億円
下妻市公共施設再配置計画	—	193.6億円	4.3億円
投資的経費実績額	65.7億円	—	13.2億円
合計	65.7億円	324.7億円	390.4億円／7.8億円

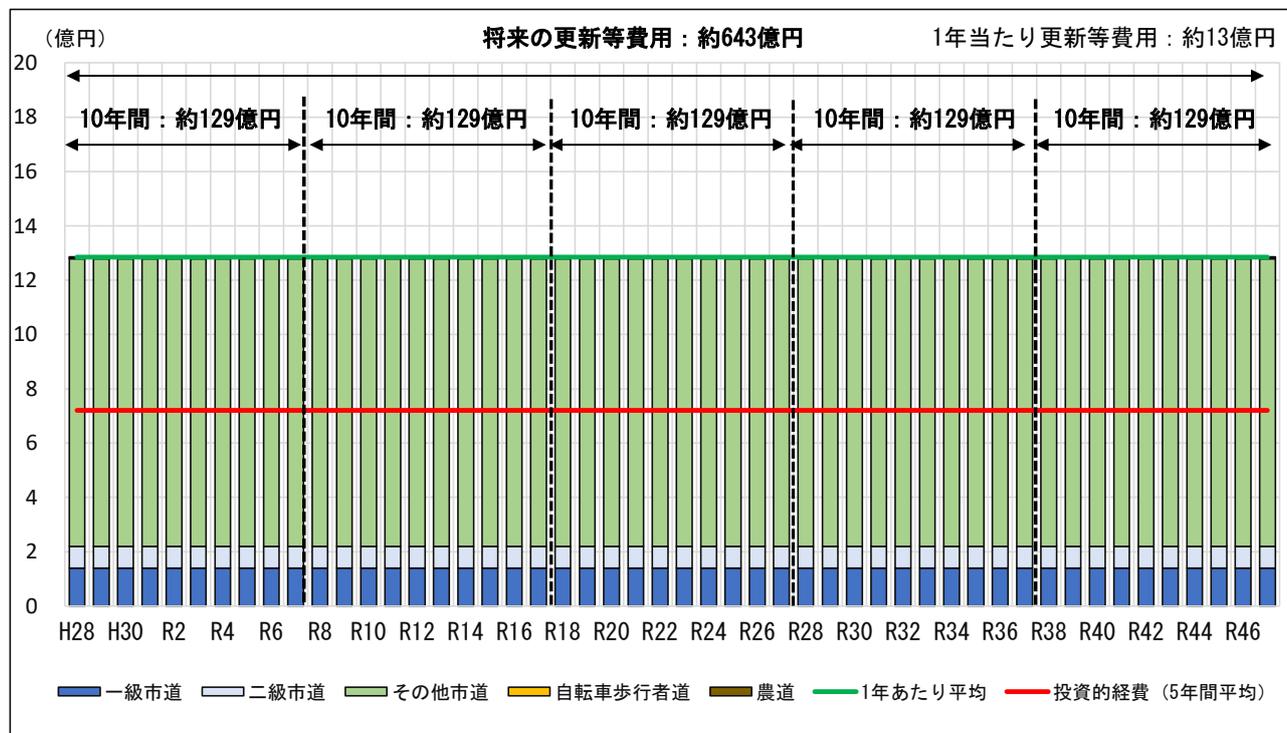
※平成28年度から令和2年度は、投資的経費の実績額を計上している。

6.3.インフラ資産の将来の更新費用

(1) 施設を耐用年数経過時に単純更新した場合（自然体費用）

インフラ資産の将来更新等費用（自然体）は、以下の条件に基づき試算しています。

①道路



※「公共施設等更新費用試算ソフト」（総務省監修）により試算

※投資的経費（5年間平均）（赤線）：公共施設にかかる投資的経費の平成22年度から平成26年度の5ヵ年平均

図 6-5 道路の自然体費用の推計

<試算条件>

◆更新年数

- ・15年

※舗装の耐用年数の10年と舗装の一般的な供用寿命の12～20年の年数を踏まえて15年とする。

◆更新費用

- ・全整備面積を15年で割った面積の舗装部分を毎年度更新していくと仮定する。

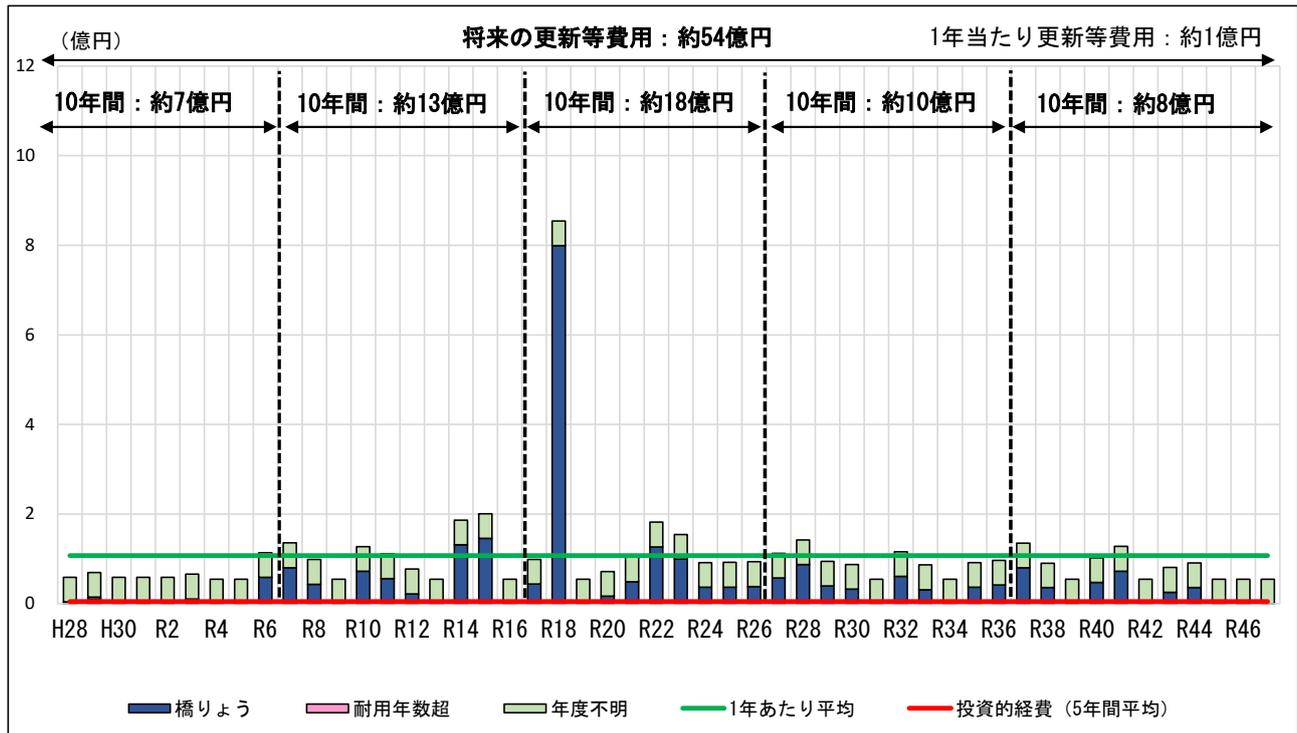
◆更新費用単価

- ・道路（一級市道、二級市道、その他市道、農道）：4,700円/㎡
- ・自転車歩行者道：2,700円/㎡

表 6-4 道路にかかる投資的経費の推移

年度	既存更新分 (千円)	新規整備分 (千円)	用地取得分 (千円)	合計 (千円)
平成22年(2010)	112,902	177,808	37,657	328,367
平成23年(2011)	391,415	312,866	104,047	808,328
平成24年(2012)	117,379	481,036	104,514	702,929
平成25年(2013)	441,236	467,898	96,143	1,005,277
平成26年(2014)	210,451	458,619	90,877	759,947
平成27年(2015)	384,979	265,115	28,877	678,971
平成28年(2016)	410,855	302,948	167,760	881,563
平成29年(2017)	400,849	98,984	111,868	611,701
平成30年(2018)	691,403	121,338	96,198	908,939
令和元年(2019)	326,810	220,990	13,099	560,899
令和2年(2020)	319,561	54,857	12,472	386,890
5年間平均(H22-H26)	254,677	379,645	86,648	720,970

②橋りょう



※「公共施設等更新費用試算ソフト」(総務省監修)により試算

※投資的経費(5年間平均)(赤線):公共施設にかかる投資的経費の平成22年度から平成26年度の5ヵ年平均

図 6-6 橋りょうの自然体費用の推計

<試算条件>

◆耐用年数

- ・60年

◆更新費用単価

- ・448千円/m²

◆建設年度が不明の橋りょう

- ・平成28年度から令和47年度の50年間で処理する。(更新費を50年間で均等に振り分ける。)

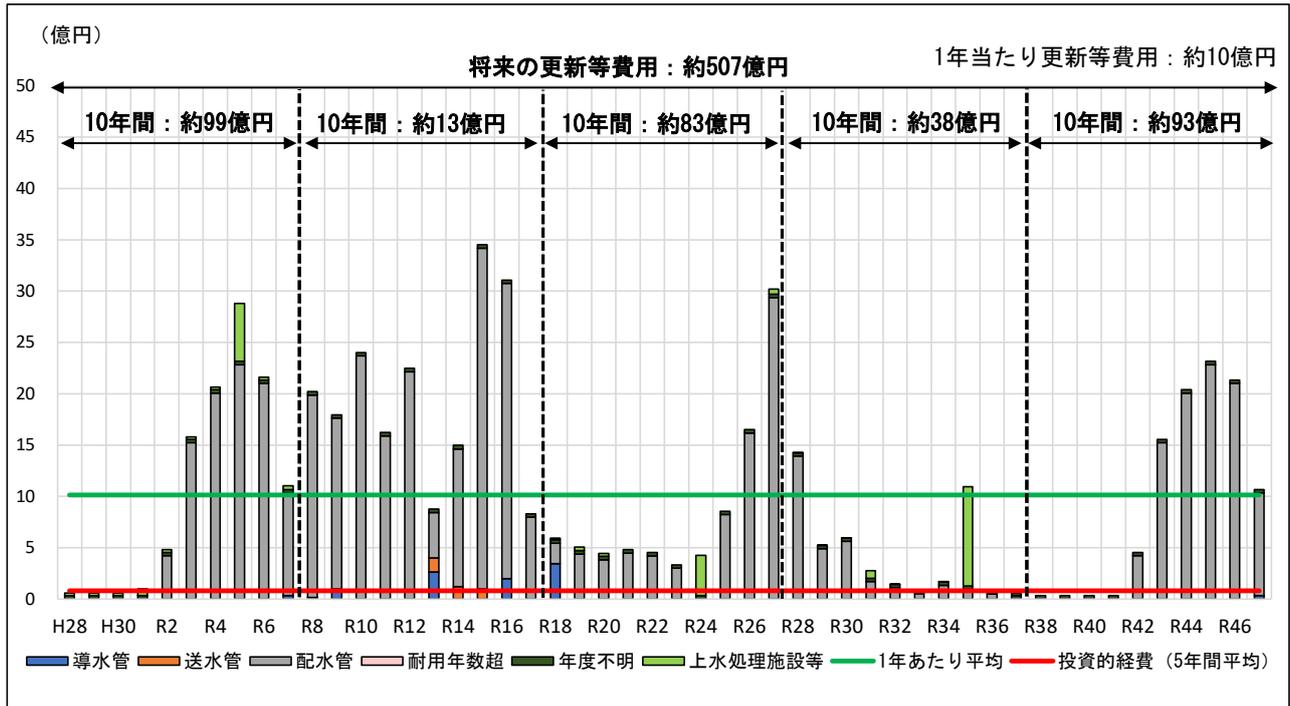
◆耐用年数を超えている橋りょう

- ・試算時点で更新年数を既に経過している場合:平成28年度から5年で処理する。(更新費を5年間で均等に振り分ける。)

表 6-5 橋りょうにかかる投資的経費の推移

年度	既存更新分 (千円)	新規整備分 (千円)	用地取得分 (千円)	合計 (千円)
平成22年(2010)	1,418	0	0	1,418
平成23年(2011)	3,349	0	0	3,349
平成24年(2012)	2,730	0	0	2,730
平成25年(2013)	7,098	0	0	7,098
平成26年(2014)	9,072	0	0	9,072
平成27年(2015)	24,200	0	0	24,200
平成28年(2016)	8,508	0	0	8,508
平成29年(2017)	44,595	0	0	44,595
平成30年(2018)	80,756	0	0	80,756
令和元年(2019)	111,540	0	0	111,540
令和2年(2020)	85,129	0	0	85,129
5年間平均(H22-H26)	4,733	0	0	4,733

③上水道



※「公共施設等更新費用試算ソフト」(総務省監修)により試算

※投資的経費(5年間平均)(赤線):公共施設にかかる投資的経費の平成22年度から平成26年度の5ヵ年平均

図 6-7 上水道の自然体費用の推計

<試算条件>

◆耐用年数

- ・40年

◆更新費用単価

- ・表6-6による。

◆建設年度が不明の上水道管

- ・平成28年度から令和47年度の50年間で処理する。(更新費を50年間で均等に振り分ける。)

◆耐用年数を超過している上水道管

- ・試算時点で更新年数を既に経過している場合:平成28年度から5年で処理する。(更新費を5年間で均等に振り分ける。)

◆上水処理施設等

- ・建築後、60年で更新(建替え)、30年で大規模改修を実施
- ・更新(建替え)費用、大規模改修費用の単価は、「公共施設等更新費用試算ソフト」の36万円/㎡、20万円/㎡を採用

表 6-6 上水道管の更新費用の単価

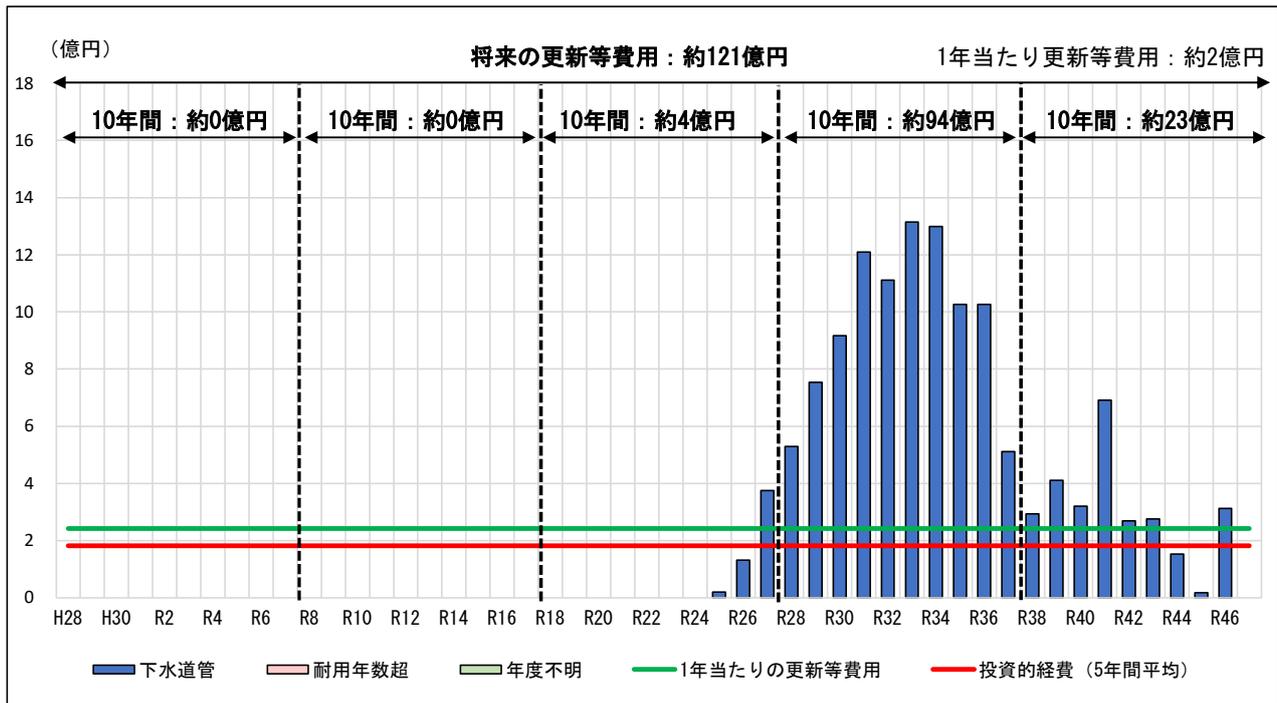
管種	管径	更新単価 (千円/m)	管種	管径	更新単価 (千円/m)
導水管	300mm未満	100	配水管	50mm以下	97
	300～500mm未満	114		75mm以下	97
	500～1000mm未満	161		100mm以下	97
	1000～1500mm未満	345		125mm以下	97
	1500～2000mm未満	742		150mm以下	97
	2000mm未満	923		200mm以下	100
送水管	300mm未満	100		250mm以下	103
	300～500mm未満	114		300mm以下	106
	500～1000mm未満	161		350mm以下	111
	1000～1500mm未満	345		400mm以下	116
	1500～2000mm未満	742		450mm以下	121
	2000mm未満	923		500mm以下	128
				550mm以下	128
				600mm以下	142
				700mm以下	158
				800mm以下	178
				900mm以下	199
				1000mm以下	224
				1100mm以下	250
				1200mm以下	279
			1350mm以下	628	
			1500mm以下	678	
			1650mm以下	738	
			1800mm以下	810	
			2000mm以下	923	

出典：公共施設等更新費用試算ソフト 仕様書

表 6-7 上水道にかかる投資的経費の推移

年度	既存更新分 (千円)	新規整備分 (千円)	用地取得分 (千円)	合計 (千円)
平成22年(2010)	34,109	17,524	0	51,633
平成23年(2011)	51,485	3,859	0	55,344
平成24年(2012)	39,973	15,823	0	55,796
平成25年(2013)	83,586	16,917	0	100,503
平成26年(2014)	91,163	44,334	0	135,497
平成27年(2015)	39,207	52,619	0	91,826
平成28年(2016)	27,706	43,886	0	71,592
平成29年(2017)	29,815	45,292	0	75,107
平成30年(2018)	34,474	12,375	0	46,849
令和元年(2019)	47,704	202,694	0	250,398
令和2年(2020)	60,285	372,060	0	432,345
5年間平均(H22-H26)	60,063	19,691	0	79,755

④下水道



※「公共施設等更新費用試算ソフト」(総務省監修)により試算

※投資的経費(5年間平均)(赤線):公共施設にかかる投資的経費の平成22年度から平成26年度の5ヵ年平均

図 6-8 下水道の自然体費用の推計

- <試算条件>
- ◆耐用年数
 - ・50年
 - ◆更新費用単価
 - ・表6-8による。
 - ◆建設年度が不明の下水道管
 - ・平成28年度から令和47年度の50年間で処理する。(更新費を50年間で均等に振り分ける。)
 - ◆耐用年数を超えている下水道管
 - ・試算時点で更新年数を既に経過している場合:平成28年度から5年で処理する。(更新費を5年間で均等に振り分ける。)

表 6-8 下水道管の更新費用の単価

管種	更新単価 (千円/m)	備考
コンクリート管	124	更生工法を前提
陶管	124	
塩ビ管	124	
更生管	134	布設替えを前提

出典:公共施設等更新費用試算ソフト 仕様書

表 6-9 下水道にかかる投資的経費の推移

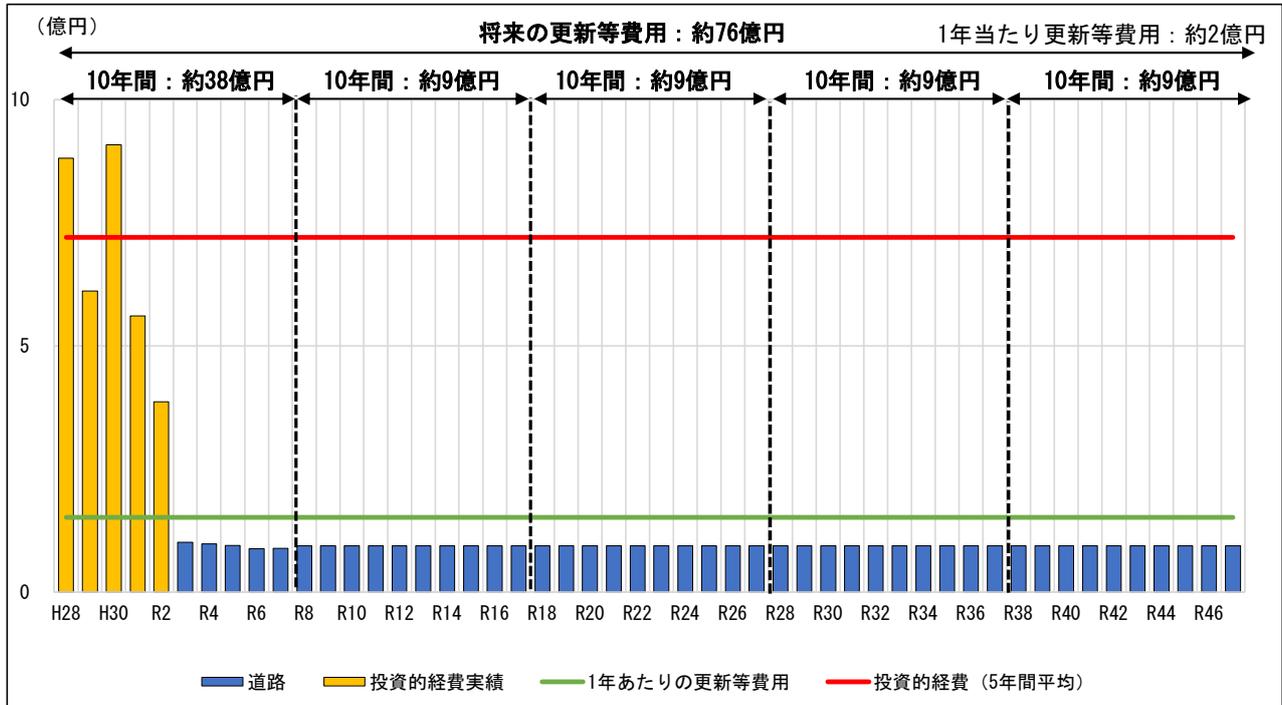
年度	既存更新分 (千円)	新規整備分 (千円)	用地取得分 (千円)	合計 (千円)
平成22年 (2010)	0	210,000	0	210,000
平成23年 (2011)	37,950	75,000	0	112,950
平成24年 (2012)	0	80,000	0	80,000
平成25年 (2013)	0	190,000	0	190,000
平成26年 (2014)	0	314,400	0	314,400
平成27年 (2015)	0	288,522	0	288,522
平成28年 (2016)	0	206,150	0	206,150
平成29年 (2017)	0	202,068	0	202,068
平成30年 (2018)	0	198,741	0	198,741
令和元年 (2019)	0	197,461	0	197,461
令和2年 (2020)	0	200,178	0	200,178
5年間平均 (H22-H26)	7,590	173,880	0	181,470

(2) 長寿命化対策を反映した場合（対策後費用）

①道路

市道に関する更新等費用については、「下妻市舗装維持修繕計画」（令和2年12月）に基づく事業費の合計額とします。

平成28年度から令和47年度までの50年間に於ける更新等費用は、約75.7億円、1年平均にすると、1.5億円が必要となる見込みです。



※投資的経費（5年間平均）（赤線）：公共施設にかかる投資的経費の平成22年度から平成26年度の5ヵ年平均

図 6-9 道路の対策後費用の推計

表 6-10 道路の将来の更新費用の見込み

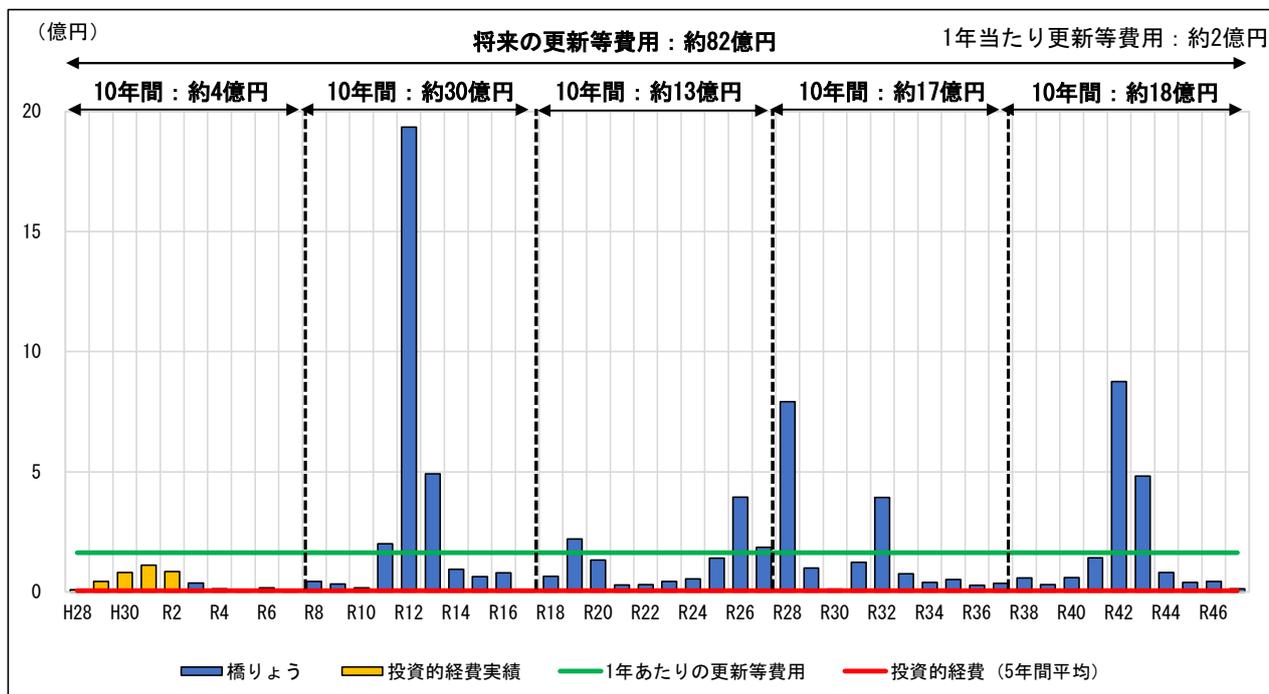
個別施設計画名称	平成28年度から 令和2年度までの 実績額	令和3年度から 令和47年度までの 更新等費用	年平均
下妻市舗装維持修繕計画 （令和2年12月）	—	42.2億円	0.9億円
投資的経費実績額 （平成28年度～令和2年度）	33.5億円	—	6.7億円
合計	33.5億円	42.2億円	75.7億円／1.5億円

※平成28年度から令和2年度は、投資的経費の実績額を計上している。

※下妻市舗装維持修繕計画の概算事業費算出期間は令和3年度から令和7年度であることから、令和8年度以降は、同期間の平均事業費を計上している。

②橋りょう

橋りょうに関する更新等費用については、「下妻市橋梁長寿命化修繕計画」（令和 2 年 3 月）に基づく事業費の合計額とします。



※投資的経費（5年間平均）（赤線）：公共施設にかかる投資的経費の平成 22 年度から平成 26 年度の 5 ヶ年平均

図 6-10 橋りょうの対策後費用の推計

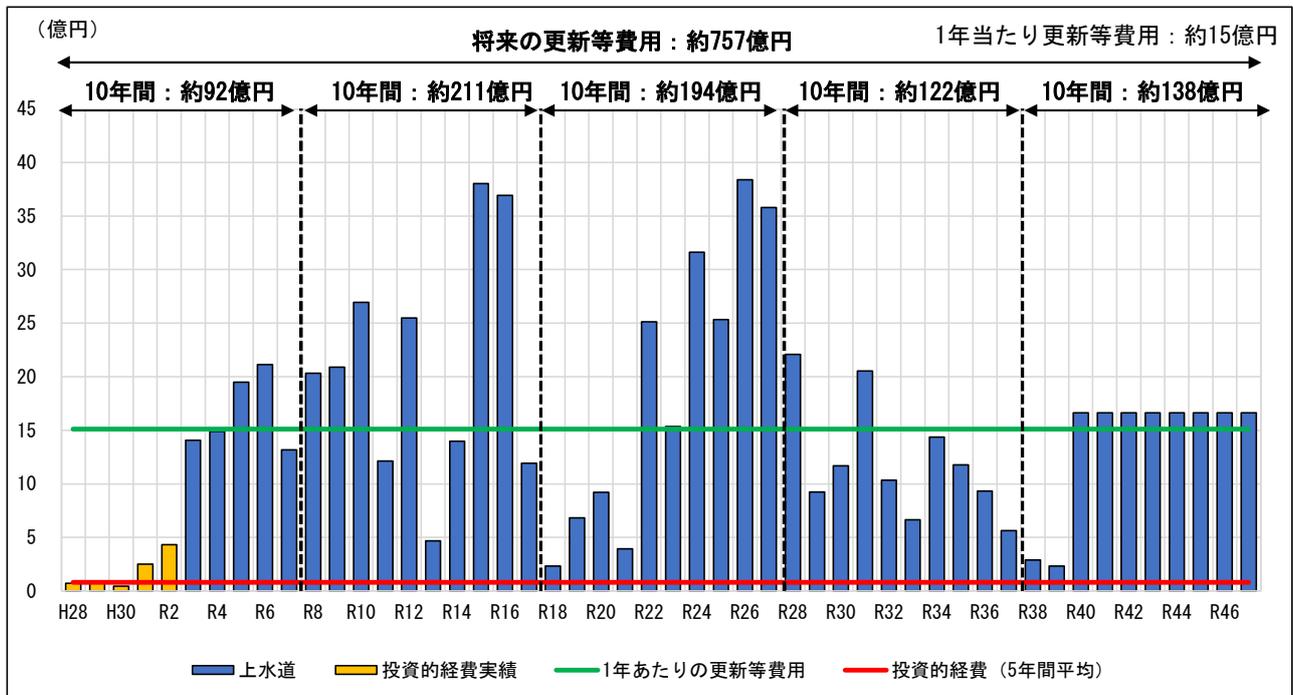
表 6-11 橋りょうの将来の更新費用の見込み

個別施設計画名称	平成 28 年度から 令和 2 年度までの 実績額	令和 3 年度から 令和 47 年度までの 更新等費用	年平均
下妻市橋梁長寿命化修繕 計画（令和 2 年 3 月）	—	78.3 億円	1.7 億円
投資的経費実績額 （平成 28 年度～令和 2 年度）	3.3 億円	—	0.7 億円
合計	3.3 億円	78.3 億円	81.6 億円／1.6 億円

③上水道

上水道に関する更新等費用については、「下妻市上水道事業アセットマネジメント計画」（平成 29 年 3 月）に基づく事業費（管路施設、建築・土木構造物、機械・電気・計装設備、その他）の合計額とします。

平成 28 年度から令和 47 年度までの 50 年間ににおける更新等費用は、約 757 億円、1 年平均にすると、15.1 億円が必要となる見込みです。



※投資的経費（5年間平均）（赤線）：公共施設にかかる投資的経費の平成 22 年度から平成 26 年度の 5 カ年平均

図 6-11 上水道の対策後費用の推計

表 6-12 上水道の将来の更新費用の見込み

個別施設計画名称	平成 28 年度から 令和 2 年度までの 実績額	令和 3 年度から 令和 47 年度までの 更新等費用	年平均
下妻市上水道事業アセットマネジメント計画 (平成 29 年 3 月)	—	747.8 億円	16.6 億円
投資的経費実績額 (平成 28 年度～令和 2 年度)	8.8 億円	—	1.8 億円
合計	8.8 億円	747.8 億円	756.6 億円／15.1 億円

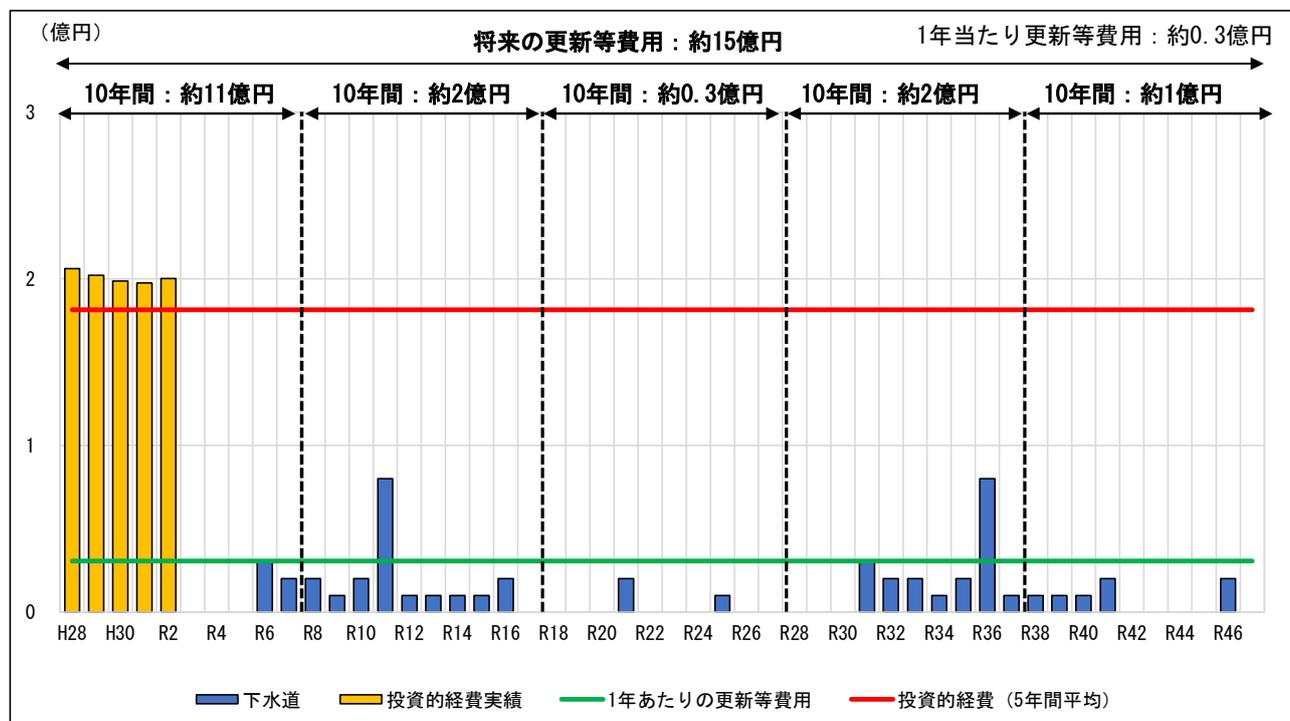
※平成 28 年度から令和 2 年度は、投資的経費の実績額を計上している。

※下妻市上水道事業アセットマネジメント計画の更新需要（管路）の算出期間は平成 30 年度から令和 38 年度であることから、令和 39 年度以降は、同期間の平均事業費を計上している。

④下水道

下水道に関する更新等費用については、「下妻市ストックマネジメント実施方針」（令和3年2月）に基づく事業費（管路施設、処理場・ポンプ場施設）の合計額とします。

平成28年度から令和47年度までの50年間に於ける更新等費用は、約15.3億円、1年平均にすると、0.3億円が必要となる見込みです。



※投資的経費（5年間平均）（赤線）：公共施設にかかる投資的経費の平成22年度から平成26年度の5ヵ年平均

図 6-12 下水道の対策後費用の推計

表 6-13 下水道の将来の更新費用の見込み

個別施設計画名称	平成28年度から 令和2年度までの 実績額	令和3年度から 令和47年度までの 更新等費用	年平均
下妻市ストックマネジメント実施方針 (令和3年2月)	—	5.3億円	0.1億円
投資的経費実績額 (平成28年度～令和2年度)	10.0億円	—	2.0億円
合計	10.0億円	5.3億円	15.3億円／0.3億円

※平成28年度から令和2年度は、投資的経費の実績額を計上している。

下妻市公共施設等マネジメント基本方針

発行年月 平成 28 年 3 月（令和 4 年 月 改訂）

発 行 下妻市

編 集 下妻市 総務部 財政課

〒304-8501 茨城県下妻市本城町二丁目 22 番地

T E L : 0296-43-2111（代）

F A X : 0296-43-4214

E-mail : zaisei@city.shimotsuma.lg.jp